

美しい宮崎づくり推進計画（素案）

～愛着と誇りを持てる「美しい宮崎」の継承に向けて～



平成 29 年 月
宮 崎 県

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 条例の目的	4
3 「美しい宮崎づくり」とは	4
4 基本理念	6
5 各主体の責務又は役割	8
(1) 県の責務	8
(2) 市町村の役割	8
(3) 県民の役割	9
(4) 事業者の役割	9
6 計画の位置付け	10
7 計画の期間	11
第2章 景観の現状と課題	12
1 本県の景観特性	12
(1) 自然	12
(2) 歴史・文化	14
(3) 営み・生業	15
(4) 都市	16
2 景観を取り巻く環境の変化	19
(1) 人口減少、少子高齢化の進行	19
(2) 人々の豊かさに対する価値観の変化	21
(3) 環境意識の向上	22
(4) 旅行者のニーズの多様化	23
(5) 交流圏域の拡大	25
3 景観に対する県民等の意識	26
4 課題	27
(1) 「強み」を伸ばす	27
(2) 「弱み」を克服する	27
第3章 目指すべき姿	28
第4章 分野別施策	29
1 地域の特性を生かした景観の保全及び創出	30
(1) 自然景観の保全及び創出	30
(2) 農山漁村景観の保全及び創出	40
(3) 歴史的景観及び文化的景観の保全及び創出	46
(4) 潤いと安らぎのあるまちなみ景観の保全及び創出	50

(5) 広域的景観の保全及び創出	57
2 景観を資源として活用するための環境づくり	59
(1) 視点場の整備等	59
(2) 沿道、沿線の整備等	61
(3) もてなしと賑わいの空間づくり等	66
(4) 景観阻害要因の改善	73
(5) 積極的な情報発信	76
3 公共事業に係る良好な景観の形成	79
4 美しい宮崎づくりを推進するための担い手の育成	83
(1) 普及啓発等	83
(2) 人材の育成	86
(3) 美しい宮崎づくり活動団体の登録等	89
(4) 景観形成促進機構の指定等	91
(5) 美しい宮崎づくり推進強化月間	93
(6) 表彰	95
第5章 重点施策	97
第6章 推進体制の整備	99
1 美しい宮崎づくり推進本部	100
2 美しい宮崎づくり推進市町村連絡会	101
3 美しい宮崎づくり推進有識者会議	102
4 計画の推進	102
施策の体系	103
主要指標一覧	107
【参考資料】	
○美しい宮崎づくり推進条例	108

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

私たちが暮らす宮崎県は、九州山地や霧島連山をはじめとする緑豊かな山々、それらを源とし日向灘に注ぐ大淀川や五ヶ瀬川などの清らかな河川、日豊海岸から日南海岸に至る変化に富んだ海岸線など、雄大で美しい自然に恵まれています。

また、古くから日本発祥にまつわる日向神話の舞台として知られ、各地に多くの伝説や史跡、伝統文化を有しています。

その中で先人たちは、温暖な気候風土に根ざした暮らしの積み重ねにより、のどかな里山や歴史的な趣のあるまちなみなど地域固有の景観を育んできました。

また、宮崎交通グループの創業者である岩切章太郎氏は、「大地に絵を描く」との理念の下、昭和初期から、本県の景観を生かした観光地づくりに取り組まれました。岩切氏は、本県が持つ「自然の美」に、「人工の美」、つまり人の手で花や緑を添えることで景観に磨きをかけ、さらに観光客へのもてなしの心である「人情の美」を加えることにより、日南海岸やえびの高原等を、本県を代表する観光地に育て上げられました。

このような民間の動きに呼応するように、県は、昭和38年（1963年）に「美しい郷土づくり運動」を提唱し、花の植栽や清掃など各種施策を県民総参加による運動として取り組み、昭和44年（1969年）には、良好な沿道景観の保全・創出に努め、郷土の美化を推進することを目的とした「宮崎県沿道修景美化条例」を全国に先駆けて制定しました。

現在の美しい宮崎の景観は、こうした先人たちの取組によって守られ、育てられてきたものです。

しかしながら、本格的な人口減少・少子高齢化の時代を迎える中、本県においても、今後、担い手不足から、地域の人々によって守られてきた景観が損なわれることが懸念されています。

また、人々の価値観の変化や環境意識の高まり、旅行者のニーズの多様化や交流圏域の拡大に伴い、以前にも増して、地域の特性を生かした景観の保全、創出又は活用による魅力ある地域づくりが求められています。

このようなことから、県では、美しい宮崎づくり推進条例（以下「条例」という。）を制定し、地域にある身近な景観を県民共有の財産として、守り、創り出し、又は生かしていく取組を推進していくこととしたところです。

本計画は、条例に基づく美しい宮崎づくりを推進するための各種施策を、総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

【コラム】 岩切章太郎

岩切章太郎(明治26年(1893年)―昭和60年(1985年))は、宮崎交通グループの創業者。「大地に絵を描く」という理念のもと、日南海岸におけるフェニックスの植樹や、こどもの国の開園、えびの高原の観光開発、橘公園の整備に取り組み、「宮崎観光の父」と呼ばれています。



▲岩切章太郎氏(左端)

【コラム】 宮崎県沿道修景美化条例

昭和44年(1969年)に本県が全国に先駆けて制定した景観に関する条例。

沿道のすぐれた自然景観及び樹木その他の植物を保護するとともに、花木類の植栽等を行うことによって、沿道の修景を図ることを目的としています。



▲国道220号宮崎南バイパスの沿道修景

【コラム】 県民のおもてなしの心

「のんびり」、「温和」、「お人よし」……。これらは、宮崎県の県民性として、よく挙げられる気質です。このような県民性は、観光面において、旅行者に対する「おもてなしの心(=ホスピタリティ)」として表れます。

大手旅行サイトの調査では、「地元の人々のホスピタリティを感じた」という項目について、本県は、過去10年で8回10位内にランクインしています。

岩切章太郎氏が「人情の美」と称した「おもてなしの心」は、今も脈々と県民に受け継がれ、本県観光の強みとなっているようです。

「地元の人ホスピタリティを感じた」ランキング

単位：％

調査対象 年度	H18		H19		H20		H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27	
全体平均	24.3		25.7		25.5		23.4		24.6		21.3		21.3		23.3		23.1		24.4	
1位	沖縄県	50.1	沖縄県	53.4	沖縄県	56.4	沖縄県	51.7	沖縄県	49.4	沖縄県	45.2	沖縄県	47.4	沖縄県	44.7	沖縄県	47.2	沖縄県	46.5
2位	鹿児島県	37.4	鹿児島県	38.8	鹿児島県	40.6	鹿児島県	36.9	宮崎県	36.5	山形県	32.9	秋田県	32.8	青森県	33.5	鹿児島県	34.3	長崎県	34.3
3位	青森県	35.2	宮崎県	38.3	秋田県	37.9	岩手県	33.1	鹿児島県	34.3	秋田県	31.0	岩手県	32.3	鹿児島県	33.1	岩手県	31.6	高知県	34.1
4位	高知県	33.5	高知県	36.4	高知県	35.3	山形県	32.4	青森県	32.5	福島県	30.9	鹿児島県	30.4	徳島県	32.8	宮崎県	30.8	岩手県	33.1
5位	秋田県	32.7	青森県	34.8	宮崎県	34.6	高知県	32.3	宮城県	31.9	岩手県	29.1	福島県	30.1	高知県	32.6	青森県	30.6	鹿児島県	32.0
6位	宮崎県	32.5	奈良県	34.0	京都府	31.6	京都府	31.6	岩手県	31.0	長崎県	28.7	熊本県	28.9	福島県	32.4	長崎県	30.2	宮崎県	31.7
7位	奈良県	32.4	山形県	33.7	青森県	31.5	青森県	31.1	山形県	30.9	宮城県	27.7	山形県	28.7	宮崎県	31.8	福島県	29.7	山形県	31.6
8位	岐阜県	31.4	長崎県	33.7	熊本県	31.5	秋田県	30.5	京都府	30.8	愛媛県	27.7	大分県	27.8	熊本県	31.3	高知県	29.0	徳島県	30.7
9位	大分県	30.9	京都府	33.0	新潟県	30.9	熊本県	30.0	島根県	30.0	京都府	27.2	宮城県	26.8	愛媛県	30.3	愛媛県	28.8	熊本県	30.5
10位	山形県	30.4	秋田県 熊本県	32.7	奈良県	30.8	宮崎県	29.6	秋田県	29.7	熊本県	26.1	愛媛県	26.7	京都府	29.4	熊本県	28.8	北海道	30.3
本県順位												16位	25.0	12位	26.0					

資料：「じゃらん宿泊旅行調査 2007～2016」（リクルートじゃらんリサーチセンター調べ）

2 条例の目的

(目的)

第1条 この条例は、美しい宮崎づくりに関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、美しい宮崎づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心豊かな暮らし及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

条例では、『美しい宮崎づくり』を進めることにより、『県民の心豊かな暮らし』と『活力ある地域社会』の実現に寄与すること」を、その最終的な目的として定めています。

これは、県民や事業者等の様々な主体が連携して「美しい宮崎づくり」に取り組むことにより、私たち県民が美しい景観の恩恵を享受しながら幸せに暮らすことができることともに、地域自体の価値が向上し、訪れる人が増え、地域に活力が生まれるという考えによるものです。

3 「美しい宮崎づくり」とは

(定義)

第2条 この条例において、「美しい宮崎づくり」とは、本県において、現にある良好な景観を保全すること、新たに良好な景観を創出すること又はこれらの景観を活用することにより魅力ある地域をつくることをいう。

条例では、「美しい宮崎づくり」を、「本県において、現にある良好な景観を保全すること、新たに良好な景観を創出すること又はこれらの景観を活用することにより魅力ある地域をつくること」と定義しています。

人間は、視覚、聴覚、嗅覚、触覚、味覚の五感によって周囲の情報を分析し、自分が今どのような場所にいるのかを認識しています。中でも、視覚から得られる情報が、五感全てによって得られる情報の8割から9割を占めていると言われており、目から得られる情報である「景観」は、旅行者等が地域を評価する際に大きな影響を与えます。

つまり、「美しい宮崎づくり」とは、地域の評価を大きく左右する「景観」に着目し、今ある良好な景観を保全することはもちろんのこと、新たに創出し、又、保全・創出した良好な景観を観光をはじめとした地域間交流などに活用することにより、地域の人々はもとより、旅行者や本県を訪れる人々にとって魅力的な地域をつくっていくということです。

地域の景観は、地域の人々の暮らしや、事業活動の積み重ねによって、長い時間を掛けて形づくられてきたものです。

美しい宮崎づくりを推進していくためには、県や市町村の取組はもとより、県民や事業者等の多くの主体の参加による息の長い取組が必要になります。



【コラム】 景観とは

景観は、地域の歴史や風土、文化や伝統、そして私たちの暮らしや経済活動等により形成されるものです。

行政による景観施策はもとより、県民や事業者など、一人ひとりの工夫で景観は向上し、私たちの「まち」に対する評価も高まります。



▲宮崎市役所前交差点の景観（多くの建物や工作物、樹木などで景観が形成されている。）

4 基本理念

(基本理念)

第3条 美しい宮崎づくりは、良好な景観が県民共有の財産であるとの認識の下、現在及び将来にわたって、県民が良好な景観の恩恵を享受できるよう推進されなければならない。

2 美しい宮崎づくりは、地域の良好な景観が有する個性及び特色を伸長させるとともに、県民の地域に対する愛着と誇りを醸成するよう推進されなければならない。

3 美しい宮崎づくりは、良好な景観が観光その他の地域間交流の促進に大きな役割を担うものであることに鑑み、訪れる人々に対するもてなしの心を持って推進されなければならない。

4 美しい宮崎づくりは、良好な景観の保全、創出又は活用に関し、理解を深めること、自ら行動すること、行動するものを支援すること等の多様な取組により推進されなければならない。

5 美しい宮崎づくりは、県、市町村、県民及び事業者の適切な役割分担及び相互の連携により推進されなければならない。

美しい宮崎づくりを推進していくためには、県や市町村、県民、事業者が想いを共有し、一体となって取り組むことが重要です。

このため、条例では、5つの基本理念を定めています。それぞれに込められた意味を分かりやすく表現すると次のとおりです。

1

私たちや子どもたちのため

(将来にわたって県民が良好な景観の恩恵を享受できるよう推進されること)

今を生きる私たちのみならず、未来を生きる子どもたちも、美しい宮崎の景観の恩恵を受けられることが望まれます。

2

地域への愛着と誇りを育むように

(県民の地域に対する愛着と誇りを醸成するよう推進されること)

地域に対する愛着と誇りが、魅力ある地域づくりに取り組むための原動力となります。

3

訪れる人々へのもてなしの心を持って

(訪れる人々に対するもてなしの心を持って推進されること)

先人たちがそうであったように、美しい宮崎の景観で訪れる人をもてなし、地域の活性化につなげるという視点も大切です。

4

一人ひとりが今できることに

(理解、行動、支援等の多様な取組により推進されること)

実際に行動することはもちろんですが、景観の保全等について理解することや、行動する人を支援することなども「美しい宮崎づくり」です。一人ひとりが今できることに取り組むことが大切です。

5

みんなの力を合わせて取り組みましょう！

(適切な役割分担と相互の連携により推進されること)

一人ひとりの取組は小さくても、それが集まると大きな力になります。行政、事業者、県民の皆様と連携して、美しい宮崎づくりに取り組みましょう。

5 各主体の責務又は役割

美しい宮崎づくりを推進していくためには、県、市町村、県民、事業者がそれぞれの責務又は役割を認識した上で、相互に連携して取り組むことが重要です。条例では、それぞれの責務や役割を次のとおり定めています。

(1) 県の責務

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、美しい宮崎づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するものとする。

2 県は、広域行政を担う者として、市町村との適切な役割分担を踏まえつつ、市町村が実施する地域の特性を生かした美しい宮崎づくりに関する施策に協力し、及びこれを支援するものとする。

3 県は、美しい宮崎づくりに関する県民及び事業者の主体的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、美しい宮崎づくりに関する施策を効果的に推進するため、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携を図ることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

県は、広域行政の担い手として、基本的かつ総合的な施策の策定・推進、市町村の施策への協力及び支援、県民・事業者の主体的かつ積極的な取組の促進並びに県、市町村、県民及び事業者の相互連携の推進に必要な措置を講ずる責務を有します。

(2) 市町村の役割

(市町村の役割)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、景観行政を主体的に担う者として、県との適切な役割分担を踏まえつつ、県、県民及び事業者と連携し、地域の特性を生かした美しい宮崎づくりに関する施策を推進するよう努めるものとする。

市町村は、景観行政を主体的に担う者として、それぞれの地域が有する特性を生かした美しい宮崎づくりに関する施策を推進する役割を担います。

(3) 県民の役割

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、その日々の暮らしが地域の景観の形成に深い関わりを持つことを認識し、美しい宮崎づくりの重要な担い手として、自ら進んで美しい宮崎づくりに努めるとともに、地域社会の一員として、地域で行われる美しい宮崎づくりに関する取組に参加するよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する美しい宮崎づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

県民は、美しい宮崎づくりの重要な担い手です。自身の日々の暮らしが地域の景観に深く関わっているということを認識し、自ら進んで美しい宮崎づくりに努めるとともに、地域での活動に参加するなどの役割を担います。

(4) 事業者の役割

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動が地域の景観の形成に深い関わりを持つことを認識し、事業活動を行うに当たっては、周辺の景観に十分配慮するよう努めるとともに、地域社会の一員として、地域で行われる美しい宮崎づくりに関する取組に参加するよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する美しい宮崎づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

事業者は、事業活動の結果が地域の景観に深く関わっているということを認識し、周辺の景観に十分配慮した事業活動を行うとともに、地域で行われる美しい宮崎づくりに関する活動に参加するなどの役割を担います。



6 計画の位置付け

(推進計画の策定等)

第8条 知事は、美しい宮崎づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、美しい宮崎づくりの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 美しい宮崎づくりの推進に関する施策の方向
- (2) 美しい宮崎づくりの推進に関する施策の具体的な内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、美しい宮崎づくりの推進に必要な事項

3 知事は、推進計画を定めようとするときは、市町村並びに県民、事業者及びこれらの者が組織する団体（以下「県民等」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

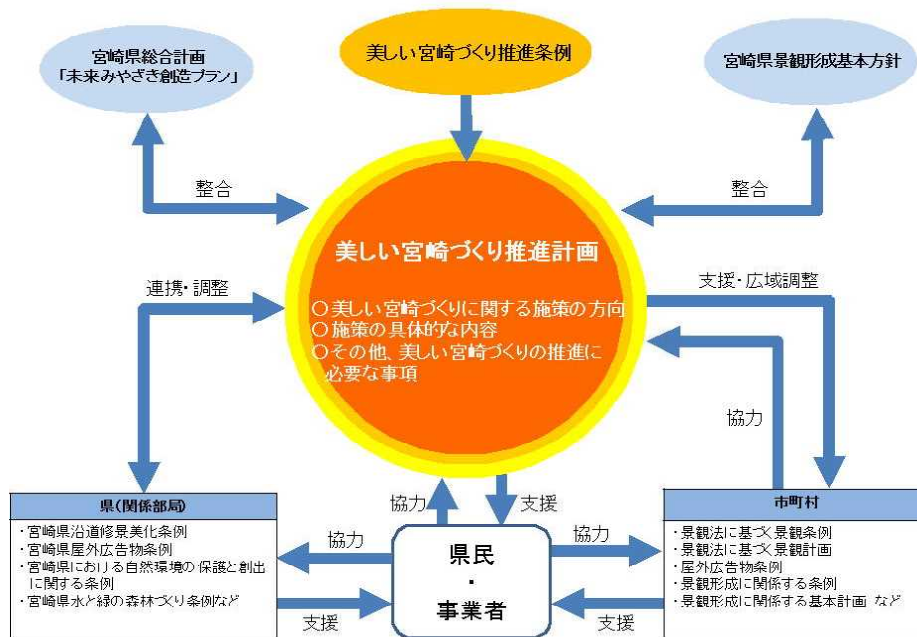
5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

この計画は、条例第8条第1項の規定に基づく計画で、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」を具現化するための部門別計画と位置付けることとなります。

また、この計画は、「美しい宮崎づくり」に関し、自然環境や農林水産業、歴史・文化、まちづくりなど、各分野で取り組むべき施策の方向やその具体的な内容を明らかにするものであり、県、市町村、県民及び事業者の共通の指針となるものです。

計画に基づく施策の推進に当たっては、関係する県の他の条例や計画又は景観法に基づく市町村の景観条例や景観計画等と関連しながら、県や市町村による取組を推進することはもとより、県民、事業者等による「美しい宮崎づくり」に関する活動を下支えすることを目指します。

「美しい宮崎づくり推進計画」の位置づけ



7 計画の期間

平成29年度から平成38年度まで（10年間）

美しい宮崎の景観は、先人たちが自然と共生した暮らしの中で、世代を超えて守り、育んできたものです。このため、今を生きる私たちも、長期的な展望に立って「美しい宮崎づくり」に取り組み、県民共有の財産である美しい景観を将来の世代に引き継がなければなりません。

一方で、足もとに目を移すと、平成32年（2020年）には、東京オリンピック・パラリンピックが開催されるほか、県内においても国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭が開催されます。さらに、平成38年（2036年）には、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の本県での開催が見込まれており、これらの大きなイベントを見据えての着実な準備が求められているところです。

これらのことから、本計画は、平成29年度（2017年度）を初年度とし、国民体育大会等の本県開催が見込まれる平成38年度（2026年度）を目標年次とする10か年計画とします。

なお、推進計画は、具体的な施策展開について記述することから、国民文化祭等が本県で開催される平成32年度（2020年度）までの短期目標を設けて、その達成状況を評価し、必要に応じて、施策や目標値の見直しを行うものとします。



第2章 景観の現状と課題

1 本県の景観特性

(1) 自然

本県は、豊かな自然環境に恵まれています。これらの自然環境は、昭和9年に我が国で最初の国立公園に指定された霧島国立公園（現：霧島錦江湾国立公園）をはじめ、県内各地で自然公園等に指定され、大切に保全されています。

県内の自然公園等

- 国立公園：霧島錦江湾国立公園
- 国定公園：日南海岸国定公園、祖母傾国定公園、日豊海岸国定公園、九州中央山地国定公園
- 県立自然公園：祖母傾県立自然公園、尾鈴県立自然公園、西都原杉安峽県立自然公園、母智丘関之尾県立自然公園、わかづか県立自然公園、矢岳高原県立自然公園
- 自然環境保全地域：檜葉自然環境保全地域、掃部岳北部自然環境保全地域
- 緑地環境保全地域：森谷観音緑地環境保全地域、大斗滝緑地環境保全地域、三之宮峽緑地環境保全地域、長谷観音緑地環境保全地域



県内の景観に係る主な文化財

- 国指定名勝及び天然記念物：五箇瀬川峡谷（高千穂峡）
- 国指定名勝：妙国寺庭園、比叡山及び矢筈岳、尾鈴山瀑布群
- 国指定特別天然記念物：青島亜熱帯植物群落、都井岬ソテツ自生地
- 国指定天然記念物：ノカイドウ自生地、青島の隆起海床と奇形波触痕、幸島サル生息地、湯ノ宮の座論梅、高岡の月知梅、石波の海岸樹林、虚空蔵島の亜熱帯林、岬馬及びその繁殖地、双石山、甕岳針葉樹林、川南湿原植物群落、関之尾の甌穴
- 県指定名勝：須木の滝（ままこ滝）、乙島、行藤山、^{きじの}鬼神野・^{つがお}柵尾溶岩溪谷
- 県指定天然記念物：鶴戸千畳敷奇岩、白岩山石灰岩峰植物群落、アカウミガメ及びその産卵地、権現崎の照葉樹林



▲名勝「五箇瀬川峡谷（高千穂峡）」
（高千穂町）



▲霧島錦江湾国立公園（韓国岳～高千穂峰）
（えびの市・小林市・高原町・都城市）



▲青島（亜熱帯植物群落、鬼の洗濯板）（宮崎市）

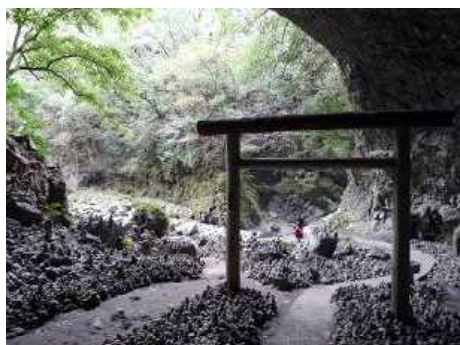


▲名勝「尾鈴山瀑布群（矢研の滝）」
（都農町）

(2) 歴史・文化

本県は、日向神話ゆかりの地や、西都原古墳群のような古代の息吹を今に伝える貴重な文化的遺産、時代とともに形成されてきた重要伝統的建造物群保存地区のまちなみ等が各地に残り、地域の歴史を知る上での貴重な資料となっています。

また、人々の手で代々伝えられてきた各地の神楽や祭りなどの情景は、地域固有の歴史を継承する重要な宝になっています。



あまのやすがわら
▲天安河原（高千穂町）



▲鶴戸神宮（日南市）



▲319基の古墳が集まる西都原古墳群（西都市）



しろみ
▲銀鏡神楽（西都市）



▲都井の火祭り（串間市）

【コラム】重要伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物保存地区（以下「伝建地区」という。）制度は、歴史的な集落・町並みを保存する取組を支援するため、昭和50年の文化財保護法改正で創設されました。市町村は、伝建地区を決定し、地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき、保存計画を定めます。国は、市町村からの申し出を受けて、我が国にとって価値が高いと判断したものを重要伝統的建造物群保

存地区（以下「重伝建地区」という。）に選定します。

平成29年2月23日現在、重伝建地区は、43道府県92市町村に所在する112地区となっています。県内では、昭和52年に日南市飢肥（城下町）が九州で最初に選定されたのをはじめ、日向市美々津（港町）、椎葉村十根川（山村集落）の計3地区が重伝建地区に選定されています。



▲飢肥藩5万1千石の城下町の風情漂う
飢肥のまちなみ（日南市）



▲上方との交易で栄えた往時をしのばせる
美々津のまちなみ（日向市）



▲椎葉型といわれる建築様式の民家や石垣
などが残る十根川地区（椎葉村）

(3) 営み・生業

人々の営みや生業とともに育まれてきた田畑や里山、漁港などが醸し出す景観は、県民に懐かしさや郷愁を抱かせる原風景です。

県内には、農林水産業を中心として、その土地の気候風土に根ざした営みや生業からなる景観が見られます。



▲田を守り豊作をもたらす「田の神さあ」
（えびの市）



▲里山の風景が広がる高岡町和石（宮崎市）



▲日向新しき村（木城町）



▲北浦町地下地区の茶畑（延岡市）

【コラム】重要文化的景観

文化的景観とは、棚田や里山などのように、地域における人々の生活又は生業及びその地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないものです。平成16年の文化財保護法の改正により、文化的景観の中でも特に重要なものを、都道府県又は市町村の申出に基づき、「重要文化的景観」として選定する制度が創設されました。

平成29年2月9日現在、全国で51件の重要文化的景観が選定されており、県内では、「酒谷の坂元棚田及び農山村景観（日南市）」の1件が選定されています。



▲酒谷の坂元棚田

(4) 都市

本県では、地域の特性に応じて、周りを取り囲む豊かな自然環境と調和した都市が形成されています。

都市においては、都市内の水辺や自然環境の保全、沿道の緑化、公園の整備、地域住民による市街地の緑化など、地域の創意工夫により、ゆとりと潤いのあるまちづくりが進められています。



▲日向市駅周辺地区（日向市）



▲橘通り（宮崎市）



▲大淀川（宮崎市）



▲愛宕山の夜景（延岡市）



▲若草通り（宮崎市）



▲まなび野地区（宮崎市）

【コラム】ワシントニアパームの植替え

宮崎市中心部からKIRISHIMAヤマザクラ宮崎県総合運動公園周辺に至るまで、国道10号・220号の中央分離帯に並ぶ約850本のワシントニアパーム。南国宮崎を象徴する景観ですが、近年、木の成長により維持管理が困難になっていました。

このため、管理者である国土交通省は、後世にこの景観を残して欲しいとの

市民の意見を尊重し、平成29年5月、ワシントニアパームを若木に植え替える工事に着手しました。

多くの市民に愛されるふるさとの景観が、しっかりと次世代に受け継がれようとしています。



▲植え替えられたワシントニアパーム（宮崎市）

2 景観を取り巻く環境の変化

(1) 人口減少、少子高齢化の進行

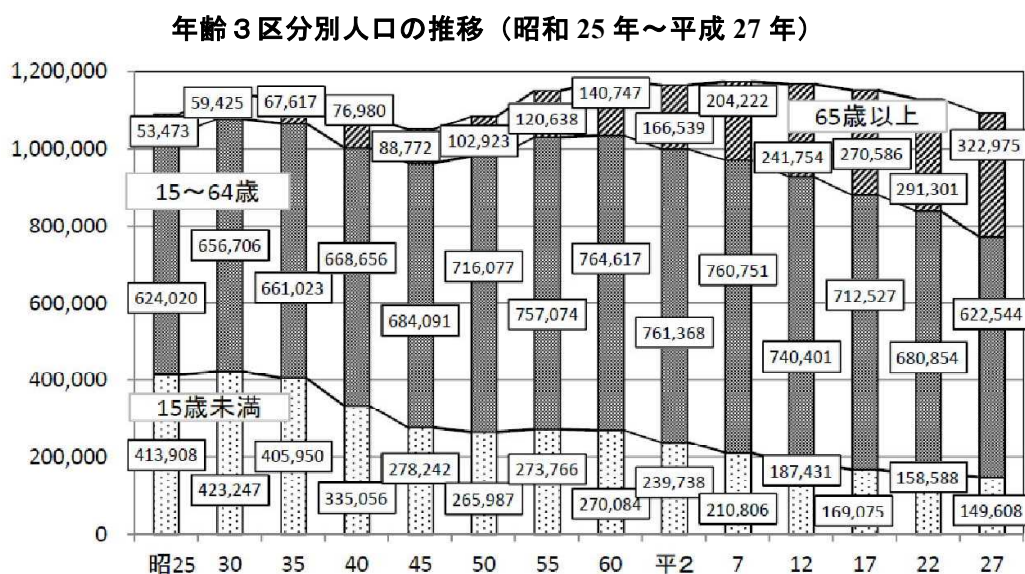
我が国の総人口は平成20年（推計人口）をピークとして減少傾向に転じており、少子高齢化の進行はこれからも継続していくものと予測されています。

また、本県の人口も平成8年（推計人口）以降減少が続くとともに、高齢化も全国平均より約5年早く進んでいます。

宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」（平成27年7月改定宮崎県）では、今後もこの傾向が続くと仮定した場合、平成42年（2030年）に人口97万9千人（2010年113万5千人、同年比13.7%減）、人口構成については、生産年齢人口（15～64歳）52%（2010年比7%減）、高齢者人口（65歳以上）36%（2010年比10%増）になると推計しています。

このような急激な人口減少と人口構成の変化は、地域経済に大きな影響を与えることはもとより、人と人とのつながりの希薄化等をもたらし、景観を守ってきた地域の共同活動等のさらなる衰退を招くと考えられます。

このため、景観施策の推進に当たっても、人口減少・少子高齢化による社会情勢の変化に伴う担い手の不足や価値観の変化などを的確に踏まえていくことが求められています。



出典：宮崎県総合政策部統計調査課「国勢調査人口等基本集計結果の概要」（平成27年度）

平成42年（2030年）の宮崎県に関する推計

		2010年	ケース1	ケース2
人口	万人	113.5	97.9	101.9
	～14歳	14%	12%	14%
	15～64歳	60%	53%	52%
	65歳	26%	36%	34%
	うち75歳～	14%	22%	21%
就業人口	万人	53.1	41.5	45.0
域内総生産	億円	34,958	27,318	32,576
1人当たり所得	万円	221	200	229

○ ケース1

人口動態 ～ 各年齢階層ごとの自然増減を現状とほぼ同じ、社会増減率を今後も収束しないものと仮定。

就業者数 ～ 各年齢階層ごとの就業率を現状とほぼ同じと仮定。

生産額 ～ 就業者1人当たりの生産額を現状とほぼ同じと仮定。

県民所得 ～ 生産額に対する県民所得の割合を現状とほぼ同じと仮定。

○ ケース2

2030年までに段階的に次の条件を満たす場合

- ① 合計特殊出生率 ～ 2.07
- ② 若年層の社会減 ～ 30%抑制
- ③ 非就業者の経済活動への参加
 - ・ 60歳代の就業率 ～ 60%
 - ・ 若年層、中堅層の失業の減
- ④ 経済活動の生産性 ～ 10%向上

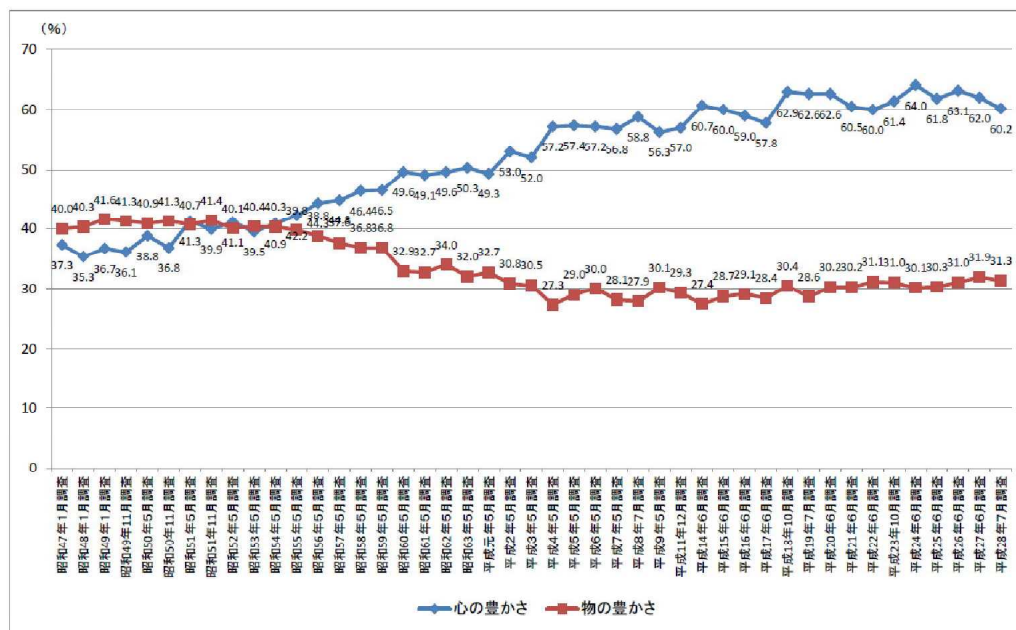
出典：宮崎県「宮崎県総合計画『未来みやざき創造プラン』」（平成27年）

(2) 人々の豊かさに対する価値観の変化

市場や社会の成熟化に伴い、人々の生活意識や価値観はますます多様化しており、「豊かさ」の「質」の充実も今まで以上に重要視されるようになっていきます。

内閣府の「国民生活に関する世論調査」によると、「物質的にある程度豊かになったので、心の豊かさやゆとりのある生活に重きを置きたい」とする人の割合が、「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きを置きたい」とする人の割合を大きく上回っており、今後もこの傾向は続くものと思われま

これからは心の豊かさか、まだ物の豊かさか



出典：内閣府「国民生活に関する世論調査」(平成28年)

(注) 心の豊かさ→物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きを置きたい。

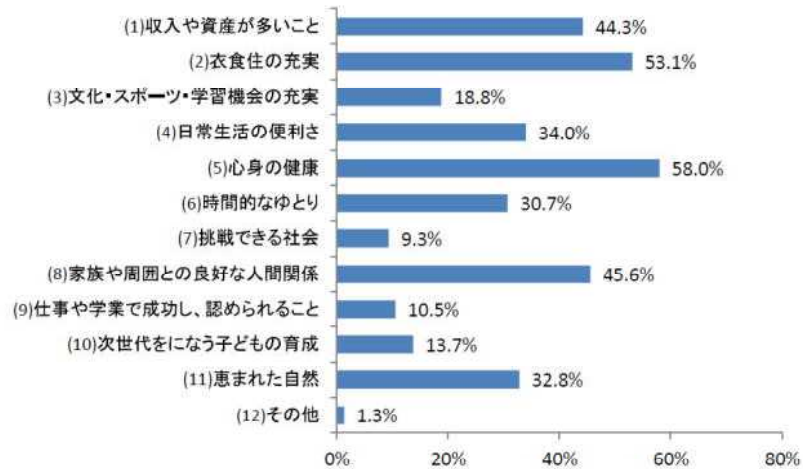
物の豊かさ→まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きを置きたい。

また、宮崎県が平成27年度に実施した「宮崎県県民意識調査」によると、「あなたにとって『豊かさ』とは何ですか？」との問いに対し、「心身の健康」を挙げた人の割合が最も高く、「家族や周囲との人間関係」を挙げた人の割合が3番目に、「時間的なゆとり」を挙げた人の割合が6番目に高くなっています。

このことから、県内でも、物質的な面以外の「豊かさ」を求める人が多いことが伺えます。

「豊かさ」に対する価値観は、人々が何に生きがいを求めるかにも大きく影響を与えます。県民一人ひとりが生きがいを持ち、いきいきと日々を過ごすためにも、多くの方の参加のもとに良好な景観による地域づくりを進め、心豊かに暮らせる社会を実現することが求められています。

あなたにとって「豊かさ」とは何ですか？



出典：宮崎県「平成 27 年度宮崎県県民意識調査」（平成 28 年 2 月）

（注 1）イメージに近いものを 3 つまで選択

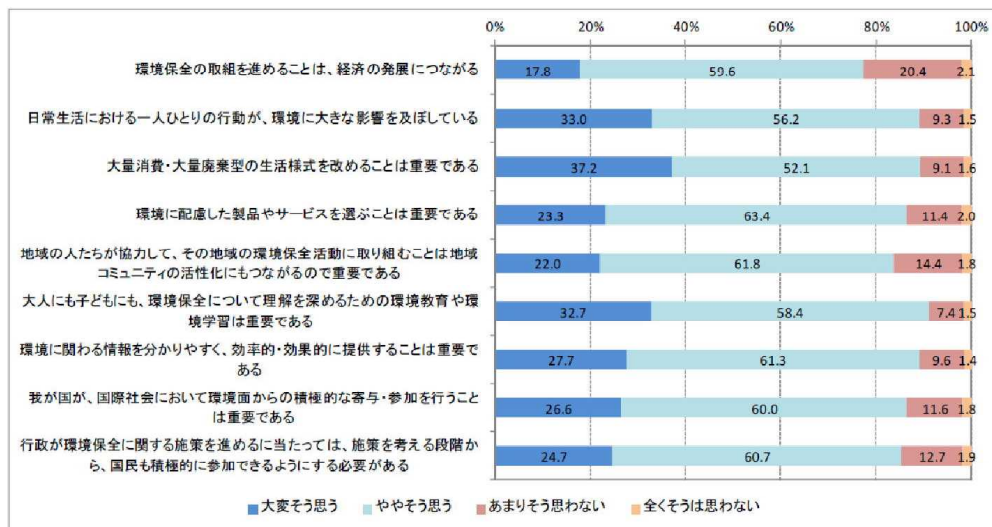
（注 2）回答者数（n）=1435

(3) 環境意識の向上

近年、環境問題に高い関心を持ち、自ら積極的に環境問題の解決に向けた取組を行う個人、企業、市民団体などが増えています。

環境省の「環境に優しいライフスタイル実態調査」によると、各種の環境問題に対する考え方への意見について、ほとんどの項目で肯定的な意見が大勢を占めており、今後もこの傾向は続くものと思われます。

環境問題に対する考え方への意見



出典：環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査」（平成 27 年度）

(4) 旅行者のニーズの多様化

平成27年宮崎県観光入込客統計調査（宮崎県観光推進課）によると、本県を訪れる旅行者の旅行目的のトップは、「自然・風景・名所を楽しむ」であり、特に県外客では64.1%を占めています。これは、自然などの本県の景観が魅力的であることの証左であり、本県観光を考える上で、景観を生かすという視点が非常に重要であることを示しています。

一方で、個人の価値観やライフスタイルの多様化により、従来からの物見遊山的な団体旅行が減少する一方、地元の人とのふれあいや、そこでしかできない体験を求め、家族、友人等といった少人数でのグループ旅行を楽しむ人が増加しています。

また、平成24年に総務省が実施した「ICT基盤・サービスの高度化に伴う利用者意識の変化等に関する調査研究」によると、インターネットの普及を背景に、観光情報をインターネットで入手する人の割合が高いという調査結果が出ています。

さらに、近年は気軽に画像を発信できるSNS^{*1}の普及に伴い、特に若年層を中心として、SNSを介して見た場所に惹かれて出かけるといった、SNSをきっかけとした旅行需要が新たに生まれています。

地域固有の良好な景観を生かした活力ある地域づくりを進めるためには、こうした動向に対応した施策の推進が求められます。

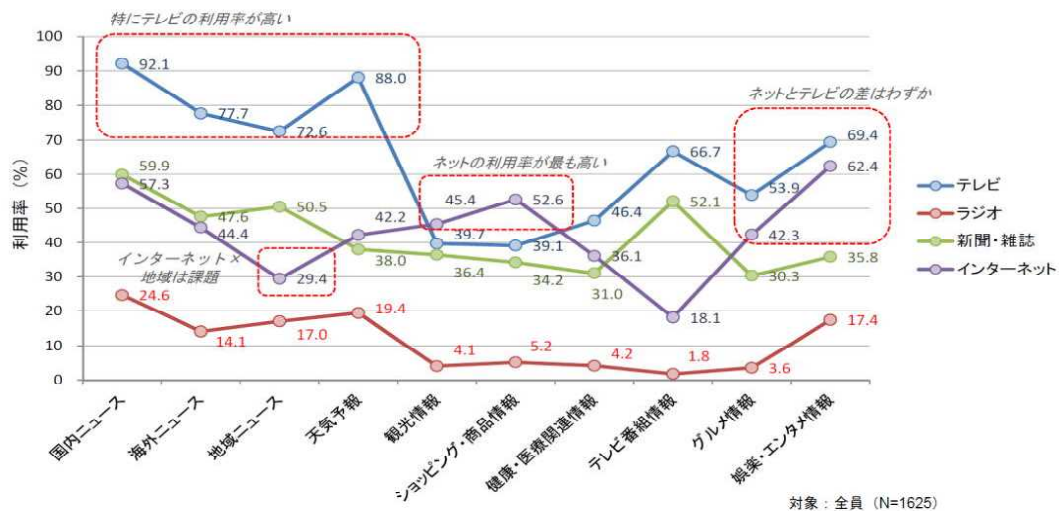
本県を訪れる旅行者の目的

	自然・風景・名所を楽しむ旅	味・ショッピングを楽しむ旅	温泉・保養	神話・伝説をたずねる旅	スポーツ・レクリエーション活動	ビジネス・帰省兼観光	その他の観光
県内客	39.5 %	19.1 %	10.4 %	4.2 %	8.1 %	0.4 %	6.7 %
県外客	64.1 %	15.0 %	17.3 %	17.4 %	7.0 %	1.0 %	7.2 %
合計	50.8 %	17.2 %	13.6 %	10.3 %	7.6 %	0.7 %	6.9 %

出典：宮崎県観光推進課「宮崎県観光入込客統計調査」（平成27年）

*1 SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）のこと。参加者同士のつながりを促進・サポートするコミュニティ型のウェブサイトのことをいいます。

情報種類別の入手メディア



出典：総務省「ICT基盤・サービスの高度化に伴う利用者意識の変化等に関する調査研究」（平成24年）

(注) インターネットは、「報道/文字サイト」「報道/映像サイト」「その他一般映像サイト」「インターネットラジオ」「ソーシャルメディア」「行政機関・企業サイト」「その他一般サイト」のいずれかを選んだ場合の割合

SNS がきっかけとなったお出かけ・旅行



出典：国土交通省「国土交通白書」（平成24年度）

(5) 交流圏域の拡大

本県の交通環境も大きく変化しています。

まず、空路では、平成27年3月に3路線目の国際線となる宮崎－香港線が就航したほか、国内線においても同年8月に初のLCC（低コスト航空会社）路線となる宮崎－関西線が就航しました。また、海路では、外国人旅行者を乗せたクルーズ船の寄港が増加しています。さらに、陸路においても、平成28年4月に東九州自動車道が北九州市から宮崎市までつながったほか、地域色豊かな観光列車を目当てに県外から訪れる方も増えています。

このような移動の広域化や移動時間の短縮は、国内外の多くの方々を本県に招き入れる契機となる一方で、日帰りや本県での観光後に他県に移動し宿泊する過型の観光旅行の増加につながる恐れもあります。

このようなことから、県内に一日でも長く滞在し、本県の良さを十分に感じていただけるような魅力ある観光地・地域づくりを進めることが求められます。

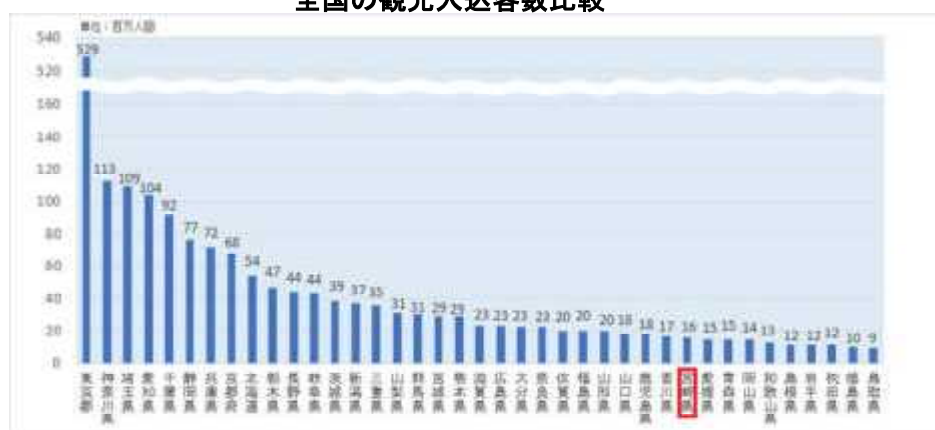


▲油津港に入港するクルーズ船



▲東九州自動車道「日向－都農」開通式（H26. 3. 16）

全国の観光入込客数比較



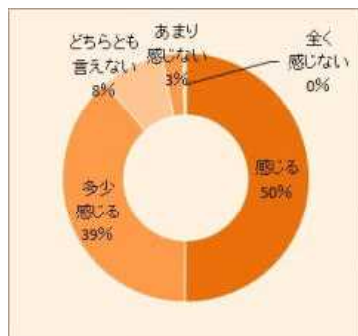
資料：観光庁「全国観光入込客統計」（平成27年）

（注）集計中、観光入込客統計に関する共通基準未導入の府県を除く39都道府県の数値

3 景観に対する県民等の意識

宮崎県では、平成28年、県民や本県を旅行で訪れたことがある方などを対象に、「美しい宮崎づくりに関するアンケート」を実施しました。このアンケート結果によると、宮崎の景観を美しいと感じますか」との問いに対し、「感じる」又は「多少感じる」と回答した方が約9割を占め、多くの方が本県の景観に好印象を抱いていることが分かります。

宮崎の景観を美しいと感じますか



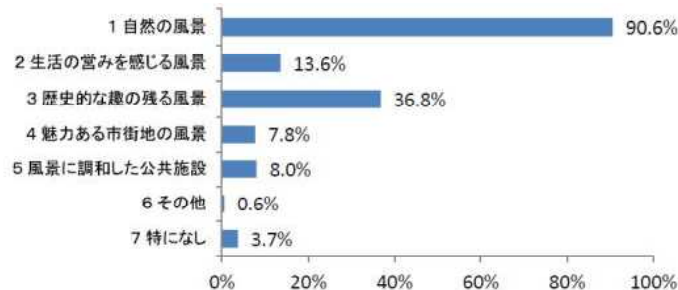
資料：宮崎県「美しい宮崎づくりに関するアンケート」（平成28年7月）

（注）回答者の現住地 県内：93%、県外：7%

また、宮崎県が平成27年度に実施した「宮崎県県民意識調査」によると、「あなたは、宮崎のどのような風景が美しいと思いますか。」との問いに対して、「自然の風景」を挙げた方が90.6%にもものぼっています。山や川、海など、本県の恵まれた自然を美しいと感じている方が多いようです。「歴史的な趣の残る風景」についても、4割近くの方が美しいと回答しています。日向神話ゆかりの地や各地の歴史的な街並みも美しいと感じられているようです。

一方で、「魅力ある市街地の風景」や「風景に調和した公共施設」を美しい風景としてあげた方は10%未満となっており、「市街地」や「公共施設」の景観については、今後の伸びしろが大きいと言えます。

あなたは、宮崎のどのような風景が美しいと思いますか



出典：宮崎県「平成27年度宮崎県県民意識調査」（平成28年2月）

（注1）当てはまるものすべてに"○"

（注2）回答者数（n）= 1418

4 課題

美しい宮崎づくりの推進するに当たっては、まず、本県の「強み」は何かを見極め、それを伸ばすことが重要です。また、一方では、本県の「弱み」を克服することも重要です。

このことから、これまで見てきた現状や環境の変化を踏まえ、美しい宮崎づくりを進めるに当たっての課題を、「『強み』を伸ばす」と「『弱み』を克服する」という2つの視点で整理すると、次のようになります。

(1) 「強み」を伸ばす

【強み】

- ・美しい自然景観
- ・神話など歴史が感じられる景観
- ・自然との共生によって生み出された文化
- ・魅力的な食材を生産する農山漁村の景観
- ・沿道修景など、先人によって育まれた美しい景観
- ・あたたかい県民性 など



【課題】

- 本県の自然や歴史、文化等をしっかりと守り、将来の世代に継承する。
- 本県の美しい景観をさらに磨き上げ、県民が愛着と誇りを持って心豊かに暮らせるような魅力ある地域づくりにつなげる。
- 旅行者のニーズを踏まえた体験型観光メニュー等の提案などにより、旅行者を増やす。
- 県民性を生かし、旅行者をもてなす。

(2) 「弱み」を克服する

【弱み】

- ・全国平均より早く進行している人口減少や少子高齢化（それらによる景観の担い手不足）
- ・知名度不足（これまでの交通の不便さ等による旅行者数の少なさ） など



【課題】

- 環境意識の高まりを景観の保全等の活動につなげる（担い手の確保）。
- 様々な主体が景観を守り、育てる仕組みをつくる。
- 美しい景観を、地域固有の価値あるものとして、国内外に対し、インターネット等を活用して効果的に情報発信する。

第3章 目指すべき姿

愛着と誇りを持てる「美しい宮崎」の継承

美しい宮崎の景観は、私たちに郷土への愛着と誇りや心豊かな暮らしをもたらすとともに、活力ある地域づくりに欠くことのできないものです。

これらの景観は、先人たちが自然と共生した暮らしの中で、世代を超えて守り、育んできたものであり、今を生きる私たちも、長期的な展望に立ち、身の回りから「美しい宮崎づくり」に取り組み、美しい景観を県民共有の財産として将来の世代に引き継がなければなりません。

このため、条例で定める基本理念に基づき、

- ①今を生きる私たちのみならず、将来を担う子どもたちのためにも、
- ②県民が地域に対する愛着と誇りを育むように、
- ③訪れる人々へのもてなしの心を持って、
- ④一人ひとりが今できることに、
- ⑤みんなの力を合わせて取り組むことにより、

美しい宮崎づくりを進め、「愛着と誇りを持てる『美しい宮崎』の継承」を目指します。

このことを踏まえ、本計画の期間である平成29年度から平成38年度までの10年間では、国民文化祭や国民体育大会の本県開催が見込まれることなどを好機と捉え、身近な場所から居住する「まち」、そして県内全域に「美しい宮崎づくり」を広げます。



第4章 分野別施策

条例では、美しい宮崎づくりに関する4つの大きな施策の方向を定め、それぞれに具体的な施策を定めています。

第4章では、条例で定める4つの分野ごとに、この10年間で具体的にどのような施策を展開するのかについてまとめています。

【分野別施策1】地域の特性を生かした景観の保全及び創出 →P.30～58

宮崎県の景観は、多種多様な地域の特性を基礎として育まれてきました。宮崎県らしい景観を将来の世代へ引き継ぐためには、この「地域の特性を生かす」という視点が重要です。

このことを踏まえ、市町村や県民、事業者と連携し、自然、農山漁村、歴史・文化など、それぞれの地域の特性を生かした景観を保全又は創出していく取組を推進します。

また、市町村の区域を越えて広がるような広域的景観が保全又は創出されるよう、県は、市町村間の調整や市町村に対する技術的助言などの支援を行います。

【分野別施策2】景観を資源として活用するための環境づくり →P.59～78

人口減少等が進む今の時代において、将来にわたって地域を持続可能にするには、景観という地域固有の資源を活用し、地域の活力につなげるという視点が重要です。

このため、市町村や県民、事業者と連携し、視点場等の整備や沿道・沿線景観の磨き上げを推進します。

また、もてなしや賑わいの空間づくりの推進や積極的な情報発信等を実施します。

【分野別施策3】公共事業に係る良好な景観の形成 →P.79～82

公共事業により整備される道路、公園などの公共施設や博物館、図書館などの公共建築物は、周辺の景観に長年にわたり大きな影響を及ぼします。

このため、公共事業を実施する際は、周辺の景観との調和を十分考慮し、住民の地域に対する愛着と誇りを尊重するとともに、地域固有の景観を生かした魅力的な地域づくりに資することを目指します。

【分野別施策4】美しい宮崎づくりを推進するための担い手の育成 →P.83～96

美しい宮崎づくりは、子どもから高齢者まで、どの世代の方でも、あるいは、行政や民間企業、ボランティア団体など、多様な主体が、それぞれ日々の暮らしや事業活動等を通じて取り組むことができるものです。

一人ひとり、あるいは一団体ごとの取組は小さなものでも、それがたくさん集まれば、大きな力となり、地域の財産となる美しい景観を創り出すことにつながります。

このため、美しい宮崎づくりを推進する担い手を育成し、県民総参加による地域固有の景観を生かした魅力ある地域づくりを推進します。

1 地域の特性を生かした景観の保全及び創出

(1) 自然景観の保全及び創出

(自然景観の保全及び創出)

第10条 県は、豊かな自然により生み出される景観が将来にわたって保全され、又は創出されるよう、市町村及び県民等と連携し、森林の保全又は整備、河川及び海岸等の水辺環境の保全又は整備、希少な野生動植物の生息又は生育環境の保護その他の必要な施策を推進するものとする。

現状と課題

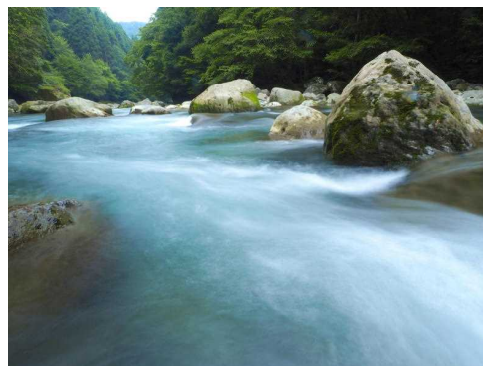
宮崎県では、九州山地や霧島連山などの雄大な山々、そこを源とする大小の河川、黒潮が流れる日向灘の海岸線など、変化に富んだ地形を目にすることができます。

また、温暖で、日照、降水量ともに豊富な気候は、照葉樹林や亜熱帯性植物群落、海岸マツ林など豊かな植生を育み、多種多様な野生動植物の生息・生育環境を作り出しています。

これらの自然景観は、国立公園や国定公園、県立自然公園に指定され、その美しい景観が保全されてきました。また、近年は、平成24年に綾地域が、平成29年に祖母・傾・大崩地域が、それぞれユネスコエコパークに登録されるなど、宮崎県の自然の価値が世界的に認められ、注目度も高まっています。



▲祖母山（高千穂町）



▲クルソン峡（えびの市）



▲「鮎やな」の架かる五ヶ瀬川水系・大瀬川
(延岡市)



▲川南湿原（川南町）



▲日南海岸・堀切峠（宮崎市）



▲日豊海岸・馬が背（日向市）

一方で、維持管理の行き届かない森林が保水力等の多面的機能の低下により自然災害の一因となっているほか、生息・生育環境の悪化等により希少な野生動植物の絶滅が危惧されるなど、美しい自然景観を脅かす様々な問題があります。

施策の方向

- ・希少な自然環境や野生動植物の保護
- ・多様な担い手による森林づくりの推進
- ・多面的機能を発揮できる森林づくりの推進
- ・外来生物等による生態系への影響の抑制
- ・巨樹・古木等の保全
- ・海岸松林の病虫害対策の推進
- ・河川や海岸における自然環境に配慮した施設整備

【オオフサモ】

□原産地 南アメリカ

□特徴等 ・根が完全に水面下にあり、茎や葉が水中から水面上に伸びる多年草で、水面からの高さは20~30cm。
・耐寒性があり、冬にも枯れずに成長し続ける。湖沼、河川、池、水路などに生育する。
・開花期は6月。
・在来種への影響が懸念される。



在来種の生息・生育環境を悪化させる特定外来種の例

出典：宮崎県ホームページ「みやざきの外来生物」

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/shizen/kurashi/shizen/index-02.html>

【施策1-①】自然環境や野生動植物の保護等

自然公園等において、本県の美しい景観の素地となる希少な自然環境を保護します。

また、平成27年3月に策定した「みやざき自然との共生プラン～生物多様性みやざき戦略」に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に資する取組を進めます。

ア 自然公園等における自然環境の保護等

- ・ 本県、ひいては我が国を代表する優れた風景地である自然公園について、国等と連携し、希少な自然環境等の保護に努めます。
- ・ 自然環境保全地域や緑地環境保全地域に宮崎県自然保護指導員を配置し、保全施設の整備状況や規制の遵守状況の監視、立入者等に対する必要な助言指導等を行うことにより、自然環境の保全に努めます。
- ・ 市町村に対し、景観計画の策定を支援するとともに、景観計画に基づく規制・誘導（自然公園法による許可への上乘せ基準の設定）についての技術的助言を行うことにより、自然景観の保全を推進します。

イ 希少な野生動植物の生息・生育環境の保護等

- ・ 希少な野生動植物の生息・生育状況の調査や重要生息地等の指定、希少野生動植物の県民への普及啓発等により、生息・生育環境を保護又は保全します。



▲^{えだ}家田の自然を守る会による家田湿原での環境保全活動（延岡市）

ウ ユネスコエコパーク等のブランドを生かした自然環境の保護等

- ・ 綾地域や祖母・傾・大崩地域が登録されているユネスコエコパークや霧島地域が認定されている日本ジオパークなど、認知度の高い地域資源ブランドを活用し、関係市町等と連携した普及啓発活動や県内外への情報発信を行い、貴重な自然環境等の保護・保全や次世代への継承を図るとともに、一層の地域活性化に取り組みます。
- ・ 霧島ジオパークにおいては、関係自治体等と連携し、ジオツアーの

実施やガイド体制の充実を進め、ユネスコ世界ジオパークへの認定を目指します。

県の役割

- ・国立公園、国定公園、県立自然公園等での工作物設置に関する規制
- ・国定公園、県立自然公園等における利用環境の保全
- ・自然環境保全地域や緑地環境保全地域における自然保護指導員の配置
- ・国、県、市町村、事業者、県民等との連携・協同による生物多様性の保全と持続的な利用に資する取組の推進
- ・県民の日常生活や事業者の事業活動等が生物多様性と深く関わることを認識するための取組の推進
- ・ユネスコエコパーク等の地域資源ブランドの制度（理念）の普及啓発や地域の魅力の情報発信

市町村の役割

- ・自然公園やユネスコエコパーク等を生かした地域づくりの推進
- ・自然環境保全地域及び緑地環境保全地域内の利用環境の維持・管理
- ・景観計画の策定（平成32年度まで）及び景観計画に基づく規制・誘導（自然公園法による許可への上乗せ基準の設定）の検討
- ・地域の自然環境、生態系などの調査の実施並びに保護及び回復に関する施策の実施
- ・地域住民や事業者が行う取組との連携・協働、支援の推進

県民の役割

- ・自然公園などにある施設の適切な利用
- ・生物多様性の保全と持続的な利用の重要性を理解し、生物多様性が日常生活に関わっていることを認識する
- ・自然環境保全活動や生物多様性の保全に資する活動等への参加
- ・自然と共生した暮らしや伝統文化等の次世代への継承

事業者の役割

- ・事業活動において自然公園区域の確認、必要な申請・届出を行う
- ・開発行為における自然環境への影響調査や代替案の比較など、地域住民の理解を得た事業活動の実施
- ・事業活動が生物多様性の保全と持続的な利用によって成り立っていることを認識する
- ・社会貢献として、生物多様性の保全に資する活動へ参加し、また活動を行っている個人・団体などとの連携・協働、支援を行う

主要指標

指 標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
重要生息域の指定	10箇所	14箇所	※

※平成29年度中に設定予定

【コラム】ユネスコエコパーク

ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的に、昭和51年からユネスコが開始した事業です。

登録地域は、地域の豊かな生態系や生物多様性を保全し、自然に学ぶと共に、文化的にも経済・社会的にも持続可能な発展を目指すモデルとして国際的にも注目されています。

国内では、平成29年7月時点で9地域が登録されており、宮崎県に関係する地域として「綾」と「祖母・傾・大崩」の2地域が含まれています。



▲照葉樹林（綾町）



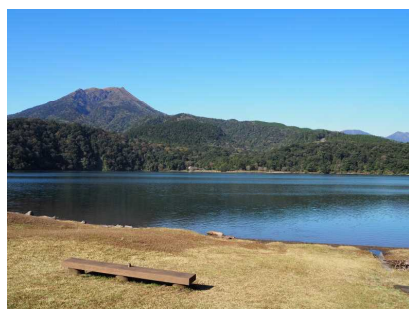
▲大崩山系（延岡市）

【コラム】ジオパーク

「ジオパーク」は、「地球・大地（＝ジオ：G e o）」と「公園（＝パーク：P a r k）」とを組み合わせた言葉で、「大地の公園」を意味します。地形、地質、生態系等の遺産を保護し、研究に活用するとともに、教育や観光など地域の振興に生かすことを目的にしており、平成27年にユネスコが正式に事業化しました。

国内では、平成29年7月現在、日本ジオパーク委員会が認定した「日本ジオパーク」が43地域あり、そのうちの8地域は、「ユネスコ世界ジオパーク」にも認定されています。

なお、宮崎県に関係するものとしては、平成22年に「霧島」が日本ジオパークに認定されています。



▲御池（都城市、高原町）



▲関之尾の滝（都城市）

【施策1-②】多様で豊かな森林づくりの推進

県民や事業者等との連携により、水源のかん養や国土の保全などの多面的機能を発揮する、多様で豊かな森林づくりを推進します。

また、県民共有の財産である巨樹・古木の保全等を推進します。

ア 県民や事業者の参加による森林づくりの推進

- ・ 県民参加の森林づくりを推進するため、森林ボランティア団体等の活動に必要な苗木の提供等の支援を行います。
- ・ 森林づくり活動に協力していただける事業者や森林所有者等の連携した森林づくり活動をサポートし、企業の森づくりを推進します。



▲どんぐり1000年の森をつくる会
による植樹活動（都城市）

イ 針葉樹と広葉樹の混交林等への誘導

- ・ 針葉樹と広葉樹の混交林^{*2}や複層林^{*3}への誘導を目的とした間伐などにより、樹冠の発達や下層植生を誘導し、浸透能力、保水力の高い森林土壌を形成し、水源かん養機能が高く景観の保全に資する災害に強い森林づくりを推進します。

ウ 巨樹・古木等の保全

- ・ 県民共有の財産である巨樹古木や県木フェニックスを気象害や病害虫や害菌から守り、健全な姿で引き継いでいくため市町村等が行う保全活動を支援します。

*2 針葉樹と広葉樹の混交林：針葉樹を一斉に植栽した人工林において帯状、群状等に伐採を行い、その跡地に広葉樹を天然更新（植林等の人為によらずに森林の造成を行うこと。自然に落ちた種子の発芽や樹木の根株からの萌芽等による方法がある。）等により生育させた、針葉樹と広葉樹が交じり合った森林。針広混交林。

*3 複層林：針葉樹を一斉に植栽した人工林において帯状、群状等に伐採を行い、その跡地に植栽等を行った、複数の樹冠層を有する森林。



▲内海のアコウ（宮崎市）

エ 海岸マツ林の保全

- ・ 海岸県有マツ林内の巡視、清掃、歩道や自転車道沿線の草刈り、歩道等沿道の支障木・危険木の除去、松くい虫^{*4}の防除、マツケムシ^{*5}の駆除等適切な維持管理を行うことにより、貴重な海岸県有マツ林を保全します。
- ・ 海岸林への松くい虫の感染源となる海岸周辺民家等の被害木駆除やラジコンヘリを用いた薬剤散布等、よりきめの細かい松くい虫の防除対策を推進します。

県の役割

- ・ 森林づくりに関する基本的、総合的な施策の策定
- ・ 県民等との協働並びに国及び市町村との緊密な連携による、森林づくりに関する施策の推進
- ・ 針葉樹と広葉樹の混交林等への誘導を目的とした間伐、広葉樹の植栽等の推進
- ・ 市町村が実施する巨樹古木や県木フェニックスを病虫害等から守る取組の支援
- ・ 松くい虫被害の予防・拡大防止に向けた薬剤散布や伐倒駆除
- ・ 海岸マツ林への感染源となる海岸周辺民家等の被害木の伐倒駆除
- ・ より効果的な松くい虫対策に向けた研修会等の実施
- ・ 松くい虫被害を受けた海岸林への抵抗性マツ等の植栽
- ・ マツケムシ被害の拡大防止に向けた薬剤散布による駆除

市町村の役割

- ・ 森林ボランティア等多様な主体が行う森林づくりの支援
- ・ 松くい虫被害対策の実施

*4 松くい虫：北米原産の体長約1mmのマツノザイセンチュウ(病原)をマツノマダラカミキリが媒介する松の感染症で、北海道を除く46都府県全てで確認されている。松くい虫被害は正式にはマツ材線虫病という。

*5 マツケムシ：マツカレハという蛾の幼虫でマツの葉を食う大害虫。体長7cmに達する毛虫で、体は淡黄褐色。刺毛に毒があり全国に生息している。

- ・治療の必要な巨樹古木等の早期発見及び早期治療の実施

県民の役割

- ・森林づくりに関する活動への積極的な参加
- ・森林の公益的機能に対する理解を深める
- ・治療等が必要な巨樹古木等を発見した場合は、市町村の林務担当窓口に連絡する
- ・巨樹・古木等の保全活動への協力
- ・海岸松林で松枯れを発見した場合は、市町や国、県等マツ林の管理者に連絡する
- ・居住する市町村の景観計画を調べる

事業者の役割

- ・森林づくりに関する活動に積極的への参加
- ・森林組合を中心にした間伐、広葉樹の植栽等の実施
- ・巨樹・古木等の保全活動への協力
- ・海岸松林で松枯れを発見した場合は、市町や国、県等マツ林の管理者に連絡する

主要指標

指 標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
森林ボランティア延べ参加人数	28,474人 (平成27年度)	33,000人	35,000人
針広混交林造成面積	179ha	200ha	200ha

【施策1-③】河川や海岸などの水辺環境の保全と整備

河川や海岸などの水辺環境を魅力あるものとするため、自然公園内等に存在する豊かな水辺環境を保全するとともに、河川の自然の営みと治水対策の調和を図る多自然川づくりの推進や、自然環境等に配慮した河川・海岸施設の整備を行います。

また、県民等のボランティア等との協働により、河川や海岸の美化に取り組みます。

ア 自然公園等における自然環境の保護（再掲）

- ・ 本県、ひいては我が国を代表する優れた風景地である自然公園につ

いて、国等と連携し、希少な自然環境等の保護に努めます。

- ・ 自然環境保全地域や緑地環境保全地域に宮崎県自然保護指導員を配置し、保全施設の整備状況や規制の遵守状況の監視、立入者等に対する必要な助言指導等を行うことにより、自然環境の保全に努めます。

イ 自然環境に配慮した河川・海岸の整備

- ・ 河川が有している自然の復元力を活用し、河川の自然の営みと治水対策の調和を図る多自然川づくりを推進するとともに、河川が多様な生物の生息・生育・繁殖の場であることに配慮した河川整備を行います。
- ・ 津波、高潮対策などの海岸施設整備については、優れた海岸景観の保全に努め、自然環境や海岸利用者に配慮しながら整備を行います。



▲多自然川づくりの事例・北川（延岡市）
人工的にワンド（入り江・写真中央）を造成し、
水生生物が棲みやすい環境を確保している。

ウ 県民等との協働による河川・海岸等の美化

- ・ 県民等による美化活動の支援などにより、河川・海岸愛護意識の醸成を図り、魅力ある川づくり・海づくりを推進します。
- ・ 海岸景観を損ねる台風などの自然災害による流木や海から流れ着いたごみなどの海岸漂着物の処理については、市町村やボランティアなどと協力しながら取り組みます。
- ・ 自治会等が草刈り作業に併せて実施する特定外来種「オオキンケイギク」、「オオフサモ」等の駆除の取組を支援すること等により、県民等との協働による美しい川づくりを推進します。



▲ボランティアによるビーチクリーン活動（串間市）

県の役割

- ・多自然川づくりを推進
- ・自然環境や海岸利用者に配慮した海岸施設を整備
- ・河川や海岸で県民等が行う美化活動を支援

市町村の役割

- ・河川が多様な生物の生息・生育・繁殖の場であることに配慮した河川整備や環境等と調和のとれた災害復旧
- ・県やボランティアなどと協力した海岸漂着物の処理

県民の役割

- ・河川や海岸での美化活動への積極的な参加

事業者の役割

- ・河川や海岸での美化活動への積極的な参加

主要指標

指 標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
河川パートナーシップ事業参加 団体数	647	670	670

(2) 農山漁村景観の保全及び創出

(農山漁村景観の保全及び創出)

第11条 県は、農林水産業その他の地域に根ざした生業及び人々の生活により培われる農山漁村景観が将来にわたって保全され、又は創出されるよう、市町村及び県民等と連携し、里山及び里海の保全、耕作放棄地の再生利用、森林資源の循環利用その他の必要な施策を推進するものとする。

2 県は、農林水産業の持続的な営みが農山漁村景観の保全及び創出に大きな役割を担うものであることに鑑み、市町村及び県民等と連携し、県内で生産された農林水産物の積極的な消費が促進されるよう必要な施策を推進するものとする。

現状と課題

農林水産業が盛んな宮崎県では、各地で個性豊かな農山漁村が形成されてきました。豊かな自然と共生する人々の暮らしは、自然の美しさと相まって、その地域ならではの美しい景観を創り出しています。

例えば、傾斜地に切り開かれた日南市酒谷や椎葉村下松尾地区など県内各地に見られる棚田や、針葉樹と広葉樹が織りなす諸塚村のモザイク林相などは、本県を特徴付ける景観です。また、冷たく乾燥した霧島おろしを利用する宮崎市田野町の「大根やぐら」が林立する光景は、本県の冬の風物詩となっています。さらに、多くの漁船で賑わう延岡市北浦町や日南市南郷町などの漁港の風景は、海の幸豊かな本県を象徴する景観です。



▲下松尾地区「仙人の棚田」(椎葉村)



▲針葉樹、常緑広葉樹、落葉広葉樹が織りなす「モザイク林相」(諸塚村)



▲田野町の「大根やぐら」(宮崎市)



▲古江港直海地区(延岡市)



▲キャベツ畑のヒマワリ（高鍋町）

一方で、少子高齢化や都市部への人口流出による人口減少など、農山漁村を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、これまで農山漁村景観の維持に特に重要な役割を果たしてきた集落機能が低下していくことが懸念されます。

また、農林水産業の担い手が不足することにより、農地では特に耕作条件が不利な農地において耕作放棄地の拡大が懸念されるほか、山林では伐採跡地における再造林が課題となり、漁村では漁業者が自主的に行ってきた漁場環境保全活動の継続が困難になりつつあります。

施策の方向

- ・ 集落機能の維持
- ・ 耕作放棄地の拡大防止
- ・ 伐採地における再造林の推進
- ・ 漁場環境保全活動の継続



▲耕作放棄地

【施策 1-④】 里山・里海の保全と耕作放棄地の再生利用

地域の人財を生かした多様な主体の参画による共同活動を促進し、草刈り等を主体とした農地等の保全管理を進め、里山等の農村景観の保全を推進します。

また、豊かな生態系を育み、水産資源の維持・増大に大きな役割を果たしている藻場や干潟の保全活動を促進し、里海等の漁村景観の保全を推進します。

ア 多面的機能の維持・促進

- ・ 農業・農村の有する多面的機能の維持・促進のため、共同活動による農地等の保全管理を推進します。
- ・ 里山の景観保全につながる優良な事例を発信し、保全活動の質的向上を図ります。

イ 藻場・干潟の保全活動の促進

- ・ 市町村と連携し、漁業者の自主的な藻場・干潟の保全活動を支援するとともに、県民の参画を促し、豊かな漁場や水産業の営みによる漁村景観の保全を推進します。

ウ 集落機能の維持・活性化

- ・ 住民主体の元気な集落づくりの推進や、外部人財との交流・連携、集落間の連携・ネットワーク化の促進等により、集落の維持・活性化を図るとともに、美しい景観などの地域資源を守ります。

エ 景観法に基づく規制・誘導

- ・ 市町村に対し、景観計画の策定や、特に景観と調和のとれた営農条件の確保を図るべき地域における景観農業振興地域整備計画の策定を支援するとともに、それらに基づく規制や誘導について助言を行うことにより、農村景観の保全を推進します。

県の役割

- ・ 多面的機能支払制度等を活用した支援により、地域の共同活動による農地等の保全管理を推進
- ・ 藻場や干潟の衰退要因の的確な把握、漁業者の自主的な漁場保全活動への支援
- ・ 住民自らの手による自主的、意欲的な取組についての支援、外部地域との交流や、地域を担う人財の育成・誘致等の推進
- ・ 市町村の計画策定等への支援

市町村の役割

- ・ 地域が共同して資源の保全管理を行う活動の推進
- ・ 漁場環境保全活動組織との活動に関する協定締結と活動組織への指導、助言
- ・ 地域の実態に応じた独自の移住支援や担い手確保・育成に対する支援
- ・ 地域住民の主体的かつ意欲的な取組や地域づくり団体への支援
- ・ 景観計画の策定（平成32年度まで）
- ・ 景観農業振興整備計画の策定検討

県民の役割

- ・ 農家と地域住民が一体となった農地や水路など地域資源の保全

- ・市町との協定に基づく漁場環境保全活動の実施
- ・里山等が有する公益的・多面的機能や農山漁村と都市部との共生・互恵関係についての理解の深化

事業者の役割

- ・市町との協定に基づく漁場環境保全活動の実施
- ・農山漁村の資源の掘り起こしと事業化に向けた取組の促進
- ・企業活動としての積極的な農山漁村との交流

主要指標

指 標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
多面的機能支払制度の取組面積	23,929ha	35,500ha	35,500ha
漁場環境保全活動組織数	11	12	13

【施策1-⑤】森林資源の循環利用の推進

増加する伐採跡地の適切な再造林に対応し、山村の緑豊かな景観を保全・創出するため、「伐って、使って、すぐ植える」という資源循環型林業を確立します。

ア 資源循環型林業の確立

- ・増加する伐採跡地の適切な再造林に対応するため、優良苗木の生産拡大を図るとともに、林業労働力の確保、省力化・低コスト造林を推進し、資源循環型林業を確立します。

県の役割

- ・循環型林業に向けた推進体制の構築による再造林の推進

市町村の役割

- ・県と連携した再造林の推進

県民の役割

- ・森林の公益的機能に対する理解を深める

事業者の役割

- ・森林組合を中心にした再造林の実行
- ・優良苗木の生産拡大
- ・林業労働力の確保

主要指標

指 標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
再造林面積	2,023ha	2,200ha	2,800ha

【施策1-⑥】 県内産農林水産物の消費促進による景観の保全・創出

農山漁村の主要産業は農林水産業です。農林水産業が持続的に営まれることは、農山漁村の景観が守られ、育まれることにつながります。

このことから、県や市町村はもちろんのこと、県民や事業者が普段の生活や事業活動を通して地域内の魅力的な農林水産物の情報発信や消費を促進することにより、農山漁村景観を保全・創出する取組を推進します。

ア 地産地消の拡大

- ・ 直売所アドバイザーをはじめとした食の専門家による宮崎の食の魅力づくりを通じて、県民や県内の飲食店等が普段の食事や提供メニューの中に県内産農林水産物を取り入れるための取組を推進します。

イ 県民等による「木づかい」気運の醸成

- ・ 木材の良さや利用することの意義について理解と認識を深め、「知ろう」、「使おう」、「広げよう」を基本理念に普及・啓発を行い、県民等による「木づかい」気運の醸成を推進します。

県の役割

- ・ 食の専門家等と連携した地域の魅力的な食文化や食材の情報発信
- ・ 農林水産物直売所を拠点とした生産者と消費者の結びつき強化のための取組支援
- ・ 木づかい・木育活動の普及啓発及び支援

市町村の役割

- ・ 郷土料理の継承や地域の魅力的な食材の情報発信と地域内流通の支援
- ・ 地域材の積極的な利用による公共建築物等の木造化・木質化

県民の役割

- ・ 郷土料理の継承など食育活動への積極的な参加と地域の魅力的な食材の積極的な消費
- ・ 県産材の地産地消に取り組む木づかい運動や木育活動への積極的な参加

事業者の役割

- ・地域の魅力的な食材の情報発信と積極的な活用
- ・多くの方が利用する施設等における積極的な木造化・木質化

【施策1-⑦】世界農業遺産ブランドを生かした景観の保全・創出

高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産認定を契機に、伝統的かつ特徴的な棚田や焼畑などの山間地農林業とそれらが育んできた神楽などの伝統的文化の保全・継承を図り、地域活性化に生かし、地域の自立的発展につなげていくため、世界農業遺産保全・活用計画（アクションプラン）に基づき、関係機関と連携した取組を進めていきます。

ア 世界農業遺産認定による地域活性化

- ・棚田や焼畑農業など伝統的な農業の保全と振興を図ります。
- ・農家民泊・体験活動などを通じた都市との交流を促進し、世界農業遺産「高千穂郷・椎葉山地域」の知名度向上を図ります。
- ・世界ブランドを生かした農林水産物のブランド化、観光誘客等を通じて地域経済の活性化を図ります。

県の役割

- ・アクションプランの推進及び全体の進捗管理
- ・県内外、海外に向けた情報発信
- ・特産品認証制度の策定によるブランド力の向上

市町村の役割

- ・アクションプランの推進
- ・地域住民への普及啓発活動の実施
- ・都市部におけるPR活動の実施

県民の役割

- ・伝統的な農林業や文化を学び、世界農業遺産「高千穂郷・椎葉山地域」についての理解を深める
- ・NPOや企業、行政が主催する森林保全管理等の活動への積極的な参加

事業者の役割

- ・アクションプランに基づいた事業活動の実施
- ・世界農業遺産ブランドを活用した商品販売、商品開発の推進

(3) 歴史的景観及び文化的景観の保全及び創出

(歴史的景観及び文化的景観の保全及び創出)

第12条 県は、歴史的な趣のある景観が将来にわたって保全され、又は創出されるよう、市町村及び県民等と連携し、歴史的建造物の保存又は修復その他の必要な施策を推進するものとする。

2 県は、民俗芸能、祭事、風習その他の伝統文化（以下「伝統文化」という。）により培われる景観が将来にわたって保全され、又は創出されるよう、市町村及び県民等と連携し、伝統文化の継承その他の必要な施策を推進するものとする。

現状と課題

宮崎県は、神話や伝承ゆかりの地が数多くあり、神話や伝承にちなむ各地の神社建築や史跡などは、悠久の歴史を今に伝えています。

また、P.14で紹介した重要伝統的建造物群保存地区をはじめ、各地に城下町や港町など、それぞれの土地の歴史や文化が創り上げたまちなみや集落が残されています。

また、自然に寄り添った営みの中で先人たちが伝えてきた祭りや神楽等の民俗芸能は、地域ならではの文化的景観の源です。



▲都萬神社（西都市）



▲持田古墳群（高鍋町）



▲“石垣の村”戸川地区（日之影町）



▲高千穂の夜神楽（高千穂町）



▲百済王伝説を今に伝える師走祭り（美郷町）



▲早馬まつり（三股町）

一方で、県内には、各種の開発により消滅するおそれのある、あるいは、存在自体が気づかれずに埋もれたままの有形文化財（建造物）が多数存在します。

また、人口減少や少子高齢化により祭りや神楽の保存・継承が危ぶまれている地区もあります。

施策の方向

- ・有形文化財（建造物）の保全・掘り起こし
- ・古民家の有効活用
- ・伝統文化の担い手の確保

【施策1-⑧】歴史的なまちなみや古代の風景の保全

歴史的建造物による歴史的風致を保全するため、有形文化財建造物の指定・登録、歴史的建造物周辺の建造物の修景等を推進します。

また、現在保全されている古墳群等の景観がさらに守られるよう、県民に対して古墳の価値などの情報を発信します。

ア 有形文化財（建造物）及び史跡の保全

- ・市町村との協働により、有形文化財（建造物）の調査と指定・登録を推進します。
- ・史跡（古墳等）の基礎調査を実施するとともに、データベースを構築し、保護・継承を推進します。
- ・史跡の保存管理に向けた指針を定め、保存活用計画の策定を促進します。

イ 歴史的なまちなみの保全及び創出

- ・歴史的建造物の保存や、その周辺にある建造物の修景など、市町村による地域固有の歴史や文化を生かしたまちづくりを促進します。

県の役割

- ・有形文化財（建造物）の調査及び文化財指定・登録の推進
- ・史跡（古墳）に関し、基礎調査の実施及びデータベースの構築による、保護・継承を推進
- ・歴史的建造物の景観重要建造物への指定について、市町村に対し、技術的助言等を行う

市町村の役割

- ・有形文化財（建造物）の調査の実施及び文化財指定・登録の推進
- ・史跡（古墳）の「保存活用計画」の策定及び保護活動の推進
- ・歴史的建造物の景観重要建造物への指定
- ・歴史等を生かしたまちづくりの実施

県民の役割

- ・地元に残されている文化財（建造物）を調べる
- ・史跡（古墳）の訪問や、普及講座等への積極的な参加
- ・史跡（古墳）の草刈りなどの保護活動への参加
- ・歴史的建造物周辺での建築については、歴史的な風致を壊さないように留意
- ・歴史的なまちなみとの調和を図った住宅等の建築

事業者の役割

- ・土地開発に当たっては、周囲に存在する歴史的建造物や史跡（古墳）の価値を損なわないように留意
- ・歴史的なまちなみとの調和を図った店舗等の建築や看板の掲出

【施策1-⑨】伝統文化の保存と継承

県内で伝承されている民俗文化財指定の神楽について、調査や映像による記録、情報発信を行い、保存と継承を推進します。

民俗芸能の後継者育成などの保存・継承施策の充実を図ります。

ア 神楽その他の民俗芸能の保存と継承の推進

- ・神楽についての調査研究や映像による記録など、ユネスコ無形文化遺産の登録を目指した取組を推進します。
- ・神楽その他の民俗芸能保存団体への補助や民俗芸能を披露する場の提供などを行います。

県の役割

- ・神楽をはじめとする民俗芸能の調査の実施
- ・子どもに伝える民俗芸能体験事業の実施
- ・文化財伝承活動への支援

市町村の役割

- ・文化財愛護少年団等の民俗芸能活動への支援
- ・民俗芸能大会等の実施

県民の役割

- ・地元に伝わる民俗芸能を調べる
- ・民俗芸能大会等への参加

事業者の役割

- ・地元に伝わる民俗芸能を支援する取組の実施

(4) 潤いと安らぎのあるまちなみ景観の保全及び創出

(潤いと安らぎのあるまちなみ景観の保全及び創出)

第13条 県は、潤いと安らぎのあるまちなみ景観が将来にわたって保全され、又は創出されるよう、市町村及び県民等と連携し、緑化の推進、水辺環境の保全、建築物及び工作物の修景その他の必要な施策を推進するものとする。

現状と課題

宮崎県では、沿岸部に発達した平野や内陸部の盆地を中心に都市が形成されています。また、農山漁村地域においても、各地に小さな都市機能の集積が見られます。

これらの「まち」は、多くの県民が日常生活を送る場であり、潤いと安らぎのある心豊かな暮らしのため、これまでも良好な景観づくりが進められてきました。

例えば、本県の平成25（2013）年度末における人口一人当たりの都市公園等面積は、約21.6㎡であり、これは、全国一人当たり都市公園等面積約10.1㎡を大幅に上回っています。

また、まちなかを流れる河川等の水辺は、生活に潤いを与える貴重な資源となっています。



▲愛宕山からの眺望（延岡市）



▲木城のまちなみ（木城町）



▲港を望む細島のまちなみ（日向市）



▲宮交ボタニックガーデン青島（宮崎市）



▲個人宅のオープンガーデン（宮崎市）



▲大淀川河川敷のせせらぎ水路（宮崎市）

一方で、近年、都市部等における緑は、景観形成はもとより、地球温暖化対策や生物多様性の確保、地震等の災害時における防災・減災対策など様々な面から、その重要性が注目されています。

また、河川等の水辺についても、戦後復興期から高度経済成長期にかけての河川改修等により、水辺と人々の暮らしとの関係が希薄になったとの反省から、水辺を積極的に暮らしの中に取り戻そうとする考え方が広がりつつあります。

さらに、一部では、周囲の景観と調和しない色彩の強い建築物や屋外広告物が見受けられ、それぞれの地域性を考慮した統一的なルールによるまちづくりの推進が課題となっています。

施策の方向

- ・ 都市部等における緑の保全、緑化の推進
- ・ 河川等の水辺にふれあう機会の創出
- ・ 周囲の景観と調和しない建築物や屋外広告物の規制

【施策1-⑩】緑あふれるまちなみの創出

県民や事業者等と連携し、生活の場である「まち」での緑化を進め、潤いと安らぎを身近に感じるまちなみを創出します。

ア 緑の保全・緑化の推進

- ・ 市町村と連携した緑化に係る普及啓発活動、都市緑化に功績のあったボランティアの表彰等により、多くの県民や事業者が、身の回りから花や緑のあふれるまちづくりに参加するための気運を醸成します。
- ・ 道路等に面した民有地において、生け垣の設置や緑のあるオープンスペースの創出を促進します。
- ・ 都市公園においては、公園樹木等の適切な維持管理や緑視率^{*6}を考

*6 緑視率：立面的な視野内における緑の量

慮した効果的な植栽等により、都市部における緑豊かな景観の提供を推進します。

- ・ 街路樹においては、地域の特性に応じた樹種の選定を行うとともに、樹形等に配慮した剪定や、高木化・老木化した街路樹の植え替えなど、効率的で効果的な維持管理を行います。
- ・ 景観まちづくりアドバイザー制度の活用により、造園等の専門家と連携し、公共空間における植栽デザインの質的向上を推進します。



▲県庁前楠並木通り（宮崎市）

県の役割

- ・ 緑化に係る普及啓発活動の推進
- ・ 都市緑化に係る功労者の表彰制度の推進
- ・ 景観に配慮した公園樹木や植栽の適正な維持管理の推進
- ・ 緑豊かな景観を生み出す公園緑地の創出
- ・ 周辺の景観や樹木の特性に配慮した街路樹の適正な維持管理の推進
- ・ 周辺の環境に配慮した街路樹の植替え等の見直しの推進

市町村の役割

- ・ 緑化に係る普及啓発活動の推進
- ・ 景観に配慮した公園樹木や植栽の適正な維持管理の推進
- ・ 緑豊かな景観を生み出す公園緑地の創出

県民の役割

- ・ 自宅で花や緑を育てる
- ・ ブロック塀を生け垣に変更する
- ・ 緑化ボランティア活動への積極的な参加

事業者の役割

- ・ 事業所等の敷地内での緑化の推進
- ・ 緑のあるオープンスペースの創出
- ・ 緑化ボランティア活動への積極的な参加

【施策1-⑪】魅力ある水辺空間づくり

地域の人々の河川での活動を活発にし、地域の活性化につなげるとともに、官民協働により美しい河川づくり等を推進します。

ア 水と親しむ環境づくり

- ・ 河川が有する景観・歴史・文化等の価値を資源としてまちづくりに生かす「かわまちづくり」等の取組により、水と親しむことのできる環境づくりを推進します。
- ・ 公園内の池や水路等について、景観に配慮しつつ、安全確保その他の適切な維持管理・整備を行い、県民等が安心して水と親しむことのできる空間の提供を推進します。

イ 県民等との協働による美しい川づくり

- ・ 自治会等が実施する一定規模以上の堤防の草刈りを支援するとともに、堤防等の一部の区間における継続的な草刈り・美化活動を民間企業にお願いする「河川アダプト制度」の拡大や、草刈作業に併せた特定外来種「オオキンケイギク」、「オオフサモ」等の駆除を行うことにより、県民や民間企業との協働による美しい川づくりを推進します。



▲県民による堤防の草刈り作業・萩原川（都城市）

県の役割

- ・ 地域と連携したかわまちづくりを推進
- ・ 親水性に配慮した公園内の水辺の適切な維持管理の推進
- ・ 地域住民や事業者が行う堤防草刈りなどの美化活動を支援

市町村の役割

- ・ 親水性に配慮した公園内の水辺の適切な維持管理の推進

県民の役割

- ・ 河川・海岸や公園内の水辺とふれあう
- ・ 河川・海岸や公園内の水辺の美化活動への積極的な参加

事業者の役割

- ・ 河川・海岸や公園内の水辺の美化活動への積極的な参加
- ・ 河川アダプト制度への応募

主要指標

指 標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
河川パートナーシップ事業参加 団体数 (再掲)	647	670	670

【施策1-⑫】 まちなみ景観の質的向上

地域主導による、地域の自然や歴史・文化などの特性を生かした個性あふれるまちづくりを進め、まちなみ景観の質的向上を推進します。

ア 景観法に基づく規制誘導等

- ・ 地域の特性を生かした景観を保全・創出するため、市町村による景観計画の策定や景観計画に基づく規制・誘導等の取組を支援します。
- ・ 市町村による景観整備機構^{*7}の指定を促進するなど、市町村と専門的な知識や技術を有する民間団体との協働による景観まちづくりを促進します。
- ・ 地域の特性を生かしたまちなみ景観を保全・創出するため、セミナーや講演会の開催など、景観形成促進機構^{*8}との協働による景観まちづくりを推進します。
- ・ 地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限などにより、地域の特性にふさわしい良好な景観の形成を促進します。
- ・ 建築物及び工作物の修景等に係る優良事例等の情報を発信し、県民や事業者等によるまちなみ景観の形成を促進します。

イ 中心市街地等における景観まちづくり

- ・ 県内各地の中心市街地等において、駅前広場や交流センター、歩行者空間の整備など、地域主導による、地域の特性を生かした個性あふれる景観まちづくりを促進し、まちなみ景観の質的向上を図ります。

*7 景観整備機構：景観整備機構制度は、民間団体や住民による景観づくりを促進するため、景観行政団体（地方公共団体）が良好な景観の形成に一定の能力を有する公益法人やNPO法人を指定し、地方公共団体に代わって、あるいは地方公共団体とともに良好な景観を形成する主体として位置付ける制度。

*8 景観形成促進機構：景観形成促進機構制度は、県内の市町村が全て景観行政団体に移行したことに伴い、県が景観行政団体ではなくなったことから、景観整備機構制度に代わるものとして県が独自に制定したもの。県は、良好な景観の形成に一定の能力を有する公益法人やNPO法人を景観形成促進機構に指定し、指定された法人は、講習会の開催や調査研究の実施など、良好な景観の形成に係る業務を行う。

県の役割

- ・計画計画の策定その他景観まちづくりに取り組む市町村への支援
- ・景観形成促進機構との協働による景観まちづくりの推進
- ・建築物及び工作物の修景等に係る優良事例の情報発信

市町村の役割

- ・景観計画の策定（平成32年度まで）
- ・景観整備機構との協働による景観まちづくりの推進
- ・建築物及び工作物の修景等に係る優良事例の情報発信
- ・地域の特性を生かした個性あふれる景観まちづくりの推進

県民の役割

- ・景観計画に即した建築物及び工作物の建設、修景等
- ・地域における景観まちづくり活動への積極的な参加

事業者の役割

- ・事務所等が立地する市町村の景観計画に即した事業活動の実施
- ・地域における景観まちづくり活動への積極的な参加

主要指標

指 標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
景観計画策定市町村数	13	26	26

【施策 1-⑬】 道路の美化活動の促進

利用者の多い幹線道路から地域住民に利用される里道に至るまで、県民一人ひとりによる身近な道路の美化を推進します。

ア 県民等による道路環境美化活動の促進

- ・地域住民等が行う道路清掃、草刈りなどの美化活動について、自治会や地元企業などの活動団体に対して清掃用具や花の苗等による支援を行うほか、道路美化に関する普及啓発を実施するなど、官民協働による美化活動の活性化を図ります。

県の役割

- ・県管理道路の道路環境美化の推進
- ・県民や事業者等との協働による道路環境美化、沿道修景美化の推進

・地域や事業者等による沿道の草刈り、美化活動の支援

市町村の役割

・市町村管理道路の環境美化の推進

県民の役割

・自宅前の道路の清掃
・沿道における植栽活動、美化活動等への参加

事業者の役割

・事業所前の道路の清掃
・沿道における植栽活動、美化活動等への参加

主要指標

指 標	基準年次 (平成29年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
クリーンロードみやざき推進事業協定締結団体数	161	180	210

(5) 広域的景観の保全及び創出

(広域的景観の保全及び創出)

第14条 県は、市町村の区域を越えて広がる良好な景観が将来にわたって保全され、又は創出されるよう、その景観を有する地域における景観形成の方針を示すとともに、市町村間の調整、市町村に対する技術的な助言及び情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

現状と課題

我が国では、平成16年に景観法が制定され、県や市町村が景観行政団体として景観計画を策定し、それに基づき景観施策を展開するという仕組みが整えられました。

本県では、平成27年、愛媛県に次いで全国で2番目の早さで全市町村が景観行政団体へ移行し、市町村が景観行政の中心的な役割を担う体制が整いました。

しかしながら、景観施策の根拠となる景観計画を策定している市町村は、平成29年3月時点で13市町村(50%)にとどまっており、全ての市町村における早期の計画策定が望まれます。

また、山地、河川、海岸線等の地形や、歴史・文化などを共有する地域では、景観も市町村の区域を越えて広がっており、このような広域的景観を次世代へ継承していくためには、個々の市町村による取組はもとより、関係する市町村の連携による取組が必要です。

このため、例えば、日向・東臼杵圏域では、圏域の1市2町2村が一体となって耳川や日豊海岸の景観を形成していくため、日向・東臼杵市町村振興協議会(会長：日向市長)が「日向・東臼杵広域景観形成指針」を策定しています。

今後は、このような市町村間の連携や、県と市町村との連携を進め、広域的景観を保全し、又は創出する必要があります。

施策の方向

- ・ 広域的景観形成に係る市町村の連携推進
- ・ 各市町村における景観施策の推進

【施策1-⑭】 広域的景観の形成に向けた取組の推進

広域行政の担い手として、広域的景観形成に関する方針を示し、市町村による取組を促進します。

また、市町村間の調整機能を積極的に果たします。

ア 広域的景観形成に関する方針の策定等

- ・ 同一の広域的景観を共有する市町村が連携して、景観計画に基づく景観施策に取り組めるよう、景観形成のための方針を示します。(平

成32年度まで)

- ・ 関係する市町村等が協議する場づくりや、景観重要公共施設の設定に関する協力、公共施設管理者間の調整を行います。
- ・ 市町村に対する景観形成に関する情報・ノウハウの提供、技術支援の実施等を行います。

県の役割

- ・ 広域的景観形成に関する方針の策定（平成32年度まで）
- ・ 市町村間の調整並びに市町村に対する助言及び情報提供

市町村の役割

- ・ 景観計画の策定（平成32年度まで）
- ・ 関係市町村と連携した広域的景観形成に資する取組の推進

県民の役割

- ・ 広域的な景観の見え方を意識した建築物の建設等
- ・ 広域的景観の保全・創出に向けた活動への積極的な参加

事業者の役割

- ・ 広域的な景観の見え方を意識した建築物の建設等
- ・ 広域的景観の保全・創出に向けた活動への積極的な参加

主要指標

指 標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
景観計画策定市町村数（再掲）	13	26	26

2 景観を資源として活用するための環境づくり

(1) 視点場の整備等

(視点場の整備等)

第15条 県は、良好な景観が地域の資源として活用されるよう、市町村及び県民等と連携し、良好な景観を眺めることができる場所（以下「視点場」という。）の整備、視点場周辺の樹木等の伐採その他の必要な施策を推進するものとする。

現状と課題

県内には、地域の財産といえる景観資源があるものの、それを眺めることができる場所（視点場）がなかったり、あっても周辺の樹木や草が茂るなどして眺めが阻害されたりしているケースが見受けられます。

一方で、地域の方々が主体的に視点場の環境整備を行い、地域の景観資源を見やすくして、地域の活性化につなげている例もあります。



▲地元の方の手によって眺望が確保された
南郷城跡（日南市）

美しい眺望を維持していくためには、展望所等の整備はもとより、周辺の土地を所有する県民や事業者等の理解と協力が不可欠です。

地域の宝である良好な景観を多くの方に眺めてもらえるよう、行政と県民・事業者等が連携した環境整備が求められています。

施策の方向

- ・新たな視点場の掘り起こし
- ・既存の視点場の磨き上げ

【施策2-①】視点場の掘り起こしと磨き上げ

住民の方はもちろんのこと、そこを訪れる方にも地域の良好な景観を眺めてもらえるよう、市町村や県民等と連携し、視点場の整備や眺めを阻害する視点場周辺の樹木の伐採等を推進します。

ア 視点場の整備等

- ・ 住民の方はもちろんのこと、そこを訪れる方にも地域の良好な景観を眺めてもらえるよう、市町村や県民等と連携し、新たな視点場となる場所を掘り起こし、展望台や駐車スペース等の環境整備を行うとともに、既存の視点場において眺望を阻害する周辺の樹木等の伐採を行うなどの磨き上げを推進します。



▲仙人の棚田～大イチョウ展望台～（椎葉村）



▲尾立櫓式展望台（仮称）（綾町）

県の役割

- ・ 地域の景観資源を意識した新たな視点場の創出
- ・ 既存の視点場の磨き上げ

市町村の役割

- ・ 地域の景観資源を意識した新たな視点場の創出
- ・ 既存の視点場の磨き上げ

県民の役割

- ・ 地域の景観資源を意識した新たな視点場の創出
- ・ 既存の視点場の磨き上げ

事業者の役割

- ・ 地域の景観資源を意識した新たな視点場の創出
- ・ 既存の視点場の磨き上げ

(2) 沿道、沿線の整備等

(沿道、沿線の整備等)

第16条 県は、道路及び鉄道が単に移動するための空間のみならず、視点場としても重要であることに鑑み、道路及び鉄道から見える良好な景観が地域の資源として活用されるよう、市町村及び県民等と連携し、沿道及び沿線並びにその周辺における花木類の植栽、樹木等の保護又は伐採その他の必要な施策を推進するものとする。

現状と課題

【道路】

本県は、昭和44年に全国に先駆けて沿道修景美化条例を制定し、沿道の自然環境の保全や花木類の植栽等に取り組んできましたが、近年、樹木の高木化や老木化が進み、維持管理や交通安全、景観面での懸念等が生じているほか、交通網の整備に伴う玄関口の変化や観光客の目的地の多様化により、効率的でメリハリのある沿道修景のあり方が問われています。

このため、県民等との協働による地域の個性やおもてなしの心が伝わるような沿道修景美化の取組や、周囲の景観に配慮した道路施設の整備が求められています。

【鉄道】

鉄道は、県民の生活の足であることはもちろんのこと、国内外から訪れる旅行者の重要な移動手段でもあります。さらに、鉄道の車窓から見える沿線の景観は、地域の観光資源ともなり得、例えば、日本三大車窓といわれる肥薩線の矢岳～真幸間の景観がそうであるように、国内外の多くの方の目を楽ませることができます。

一方で、本県の鉄道利用者数は、いずれの路線も減少傾向にあることから、利用促進の取組が必要です。

また、地域の価値を向上させるためにも、鉄道車窓からの視点を意識した景観づくりが求められています。

施策の方向

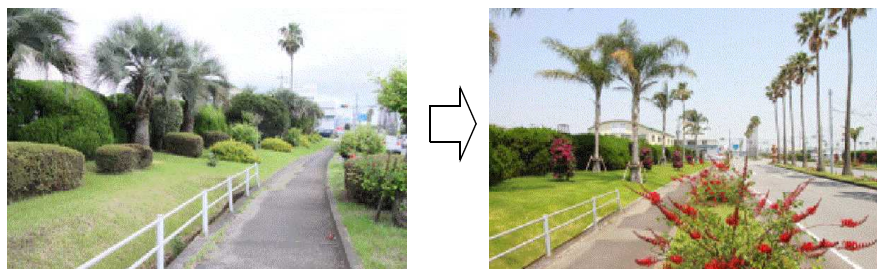
- ・沿道における修景樹木の高木化・老木化への対応
- ・交通の流れと玄関口の変化への対応
- ・道路美化活動団体の構成員の確保（構成員の高齢化等への対応）
- ・防護柵や照明等の道路施設における景観形成に配慮した整備
- ・鉄道路線の維持
- ・鉄道沿線における景観の磨き上げ

【施策2-②】 県民等との協働による沿道修景美化の推進

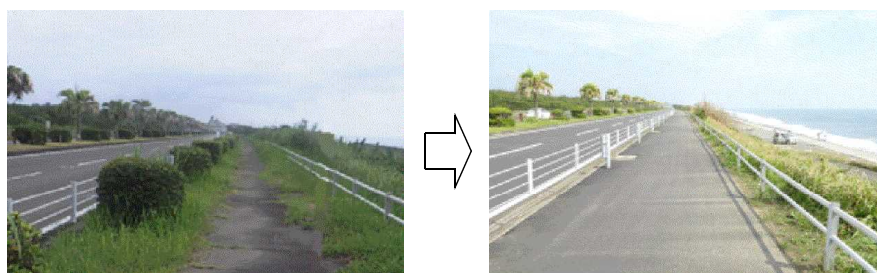
県民や事業者との協働により、沿道空間における「美しい宮崎づくり」を推進します。

ア 沿道修景美化の推進

- ・ 平成29年3月に策定した沿道修景美化基本計画の下で、地域の特性を生かした効率的でメリハリのある沿道修景美化の姿について、地域や専門家の意見を踏まえながら検討を行います。
- ・ 沿道修景美化推進路線31路線における整備・維持管理長期計画を作成します。(概ね平成32年度まで)
- ・ 沿道修景美化推進路線以外の路線における修景内容を見直します。
- ・ 計画に基づく効率的な整備と、沿道修景樹木の保全、県民等との協働による維持管理を推進します。
- ・ 防護柵や照明等の道路施設が地域の景観の一部として違和感なく存在し得るよう、周囲の景観形成に配慮した道路施設の整備を推進します。



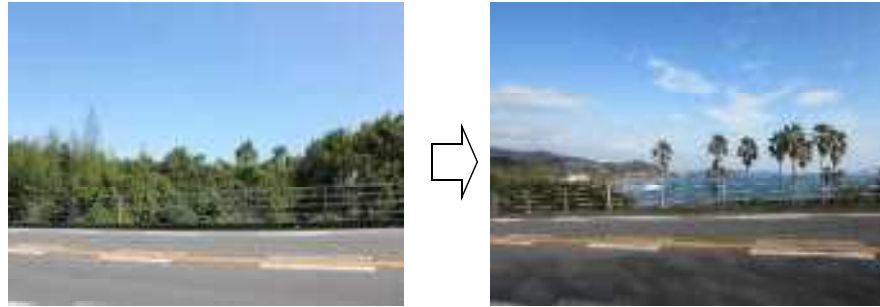
▲本県の玄関口となる路線における取組事例・宮崎空港線（宮崎市）



▲維持管理の効率化を図るとともに眺望にも配慮した事例（宮崎市）

イ 樹木等の伐採等による沿道景観の磨き上げ

- ・ 沿道の眺望を阻害する樹木等を伐採、^{せんてい}剪定することにより、沿道景観の磨き上げを推進します。



▲樹木等の伐採によって美しい景観を取り戻す取組（日向市）

ウ 県民等による道路環境美化活動を促進

- ・ 地域住民等が主体となった道路の清掃・草刈りなどの美化活動の取組を、県内の類似活動団体等はもとより、幅広く県民へ周知することにより、様々な団体の連携と協働による道路環境美化活動を促進します。
- ・ 事業者との協働による道路環境美化活動を促進します。



▲県民との協働による植栽イベントの取組（小林市・宮崎市）

県の役割

- ・ 沿道修景美化推進路線31路線のリニューアル整備
- ・ その他の路線の修景内容見直し整備
- ・ 県内11ブロックにおいてワーキンググループを設置（沿道修景）
- ・ 周囲の景観に配慮した道路施設の整備
- ・ 県管理道路の道路環境美化の推進
- ・ 県民や事業者等との協働による道路環境美化、沿道修景美化の推進
- ・ 地域や事業者等による沿道の草刈り、美化活動を支援

市町村の役割

- ・ 市町村管理道路の沿道修景美化の推進
- ・ 県が開催する沿道修景ワーキンググループへの参加
- ・ 周囲の景観に配慮した道路施設の整備

県民の役割

- ・ 沿道における植栽活動、美化活動等への参加

- ・ 県が開催する沿道修景ワーキンググループへの参加
- ・ 自宅前の道路の清掃

事業者の役割

- ・ 沿道における植栽活動、美化活動等への参加
- ・ 県が開催する沿道修景ワーキンググループへの参加
- ・ 事務所前の道路の清掃

主要指標

指 標	基準年次 (平成29年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
県管理道路の沿道修景美化に関する維持管理協定の締結団体数	4	8	16
クリーンロードみやざき推進事業協定締結団体数（再掲）	161	180	210

【施策2-③】 鉄道の利用促進・沿線の景観づくり

鉄道車窓から見える景観や鉄道が走る風景を、地域の資源として将来にわたって活用できるよう、鉄道の利用を促進するとともに、鉄道沿線の景観づくりを推進します。

ア 鉄道の利用促進

- ・ 鉄道車窓から見える景観を価値あるものとして将来にわたって活用できるよう、利用促進に向けた取組を、市町村や事業者、県民と一体となって推進します。



▲魅力的な車両の導入



▲駅周辺の美化活動（宮崎市）

イ 鉄道沿線の景観づくり

- ・ 市町村、交通事業者、県民等と連携し、鉄道車窓からの視点を意識した景観づくりを促進します。
- ・ 市町村や交通事業者、県民等と連携し、鉄道が走る風景を魅力あるものとして広く発信するとともに、視対象としての鉄道を意識した景観づくりを促進します。



▲コスモスとクルーズトレイン「ななつ星 in 九州」(宮崎市)

県の役割

- ・ 鉄道の利用促進を目的とした市町村等の取組に対する支援
- ・ 鉄道沿線における景観づくりの促進
- ・ 鉄道が走る風景の情報発信

市町村の役割

- ・ 鉄道の利用促進を目的とした補助や広報の実施
- ・ 事業者や地元住民に対する沿線の美化の働きかけ

県民の役割

- ・ 鉄道の利用
- ・ 沿線美化活動への参加

事業者の役割

- ・ 鉄道事業者による路線の維持及び活性化
- ・ 鉄道の利用
- ・ 沿線美化活動への参加

(3) もてなしと賑わいの空間づくり等

(もてなしとにぎわいの空間づくり等)

第17条 県は、県民はもとより国内外から訪れる人々がもてなしの心又はにぎわいを感じられるよう、市町村及び県民等と連携し、憩いの場又は交流の場となる空間づくりその他の必要な施策を推進するものとする。

2 県は、国内外から訪れる人々が地域の魅力を体感できるよう、市町村及び県民等と連携し、地域の自然景観、農山漁村景観等を活用した多様な体験活動の機会及び県民との交流の機会の提供その他の必要な施策を推進するものとする。

現状と課題

【玄関口】

景観を観光等に活用するためには、本県を訪れる方々をもてなすという視点が重要です。特に、多くの旅行者等が訪れる交通拠点は地域の玄関口であり、その地域、ひいては本県の印象を左右する重要な役割を担っています。

例えば、年間約300万人が利用する宮崎ブーゲンビリア空港は、国内外から訪れる旅行者や帰省客を迎え入れるため、ブーゲンビリアをはじめとした花と緑による修景や、空港施設内の木質化等により、おもてなしの空間づくりに取り組まれています。

また、交通拠点施設から目的地である観光地等までを円滑に誘導する仕組みづくりも重要です。特に、近年増加している外国人旅行者は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、さらに増加することが予想されます。

今後、本県が国内外からより多くの旅行者を受け入れるためには、旅行者が安心して快適に過ごせ、もてなしの心を感じられるための環境づくりをさらに推進する必要があります。

【観光地等】

旅行者を受け入れる各地の観光地等においては、高千穂峡や天岩戸神社などを有する「高千穂」や、青島、鵜戸神宮等の観光スポットが点在する日南海岸など、本県ならではの自然景観や神話等の歴史を感じる景観を生かした観光地づくりが進められてきました。

また、近年は、例えば、地元採れの食材をふんだんに使用した郷土料理メニューを目当てに、県内外から多くの観光客が、山あいの人口100人ほどの集落・小川地区（西米良村）を訪れているほか、武家屋敷が連なるまちなみが美しい日南市飫肥地区では、まち歩きによる地域とのふれあいが好評を博するなど、旅行者の多様なニーズに応えた新しい観光形態も見られます。

さらに、「まちの顔」とも言われる地域の商店街（中心市街地）においては、郊外への大型店の進出、消費行動の多様化（通販等）などを背景に賑わ

いを失い空き店舗が見られる中、日南市の油津商店街では、リノベーション^{*9}の取組やまちづくりを担うタウンマネージャーの登用などにより、新規出店が相次ぎ、通行人数の増加が見られるなど、商店街再生の成果が徐々に現れています。

今後は、今ある観光地の景観を保全し、より一層磨き上げるとともに、眠っている景観資源を活用した新たな観光スポットの創出や、体験型観光メニューの提供、商店街の活性化等を推進する取組が求められています。

施策の方向

- ・ 県の玄関口でのもてなしの空間づくりの推進
- ・ 本県の森林資源を活用した木のぬくもりのある空間づくりの推進
- ・ 増加する外国人旅行者への対応
- ・ 商店街・中心市街地の活性化
- ・ 体験型観光メニューの充実



▲西米良村小川地区にある観光交流施設「おがわ作小屋村」(写真左)と、そこで提供される「おがわ四季御膳」。

【施策2-④】もてなしや賑わいを感じる空間づくりの推進

県民はもとより、国内外から訪れる旅行者がもてなしや賑わいを感じられるよう、県民や事業者と連携し、憩いの場や交流の場の提供等を推進します。

ア 県の玄関口におけるもてなしの空間づくり

- ・ 本県の玄関口である空港、鉄道駅、港、高速道路のインターチェンジなどにおいて、県民や事業者と連携し、植栽や美化活動などによるもてなしの空間づくりを推進します。
- ・ 県内各地の交通結節点やその周辺において、駅前広場や交流センタ

*9 リノベーション：既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させること。

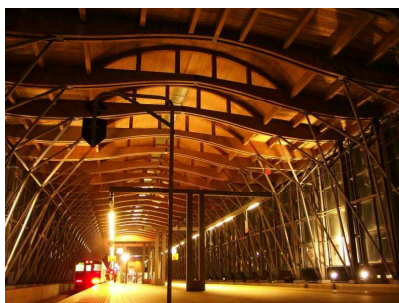
一、歩行者空間の整備など、地域主導による、地域の特性を生かした個性あふれる景観まちづくりを促進し、暮らす人も訪れる人も快適に過ごすことのできるもてなしの空間づくりを推進します。



▲ブーゲンビリアが咲き誇る空港（宮崎市）

イ 県産材を活用したもてなしの空間づくり

- ・ 公共建築物等における木造化・木質化により、温もりのあるもてなしの空間づくりを推進します。



▲県産材を活用した日向市駅の駅舎（日向市） ▲空港の保安検査場（宮崎市）

ウ 観光地における景観づくりと旅行者の受入環境の整備

- ・ 県内各地の中心市街地等のうち、多くの旅行者が訪れる観光地において、地域主導による観光資源を生かした景観まちづくりを促進し、景観の質的向上と地域の活性化を図ります。
- ・ 県民のおもてなしの意識をさらに醸成していくことや、観光地までの交通手段の整備・充実、主要観光地における景観の保全を図ります。
- ・ 案内板の多言語化や観光地のW i - F i *10 環境の整備、外国語に対応できる観光ガイドの育成など、外国人旅行者の受入環境の充実を図ります。
- ・ 旅行者が安心して観光を楽しめるよう、観光地等における道路環境の整備を推進します。

*10 W i - F i : 無線LAN規格の名称。

無料W i - F i を整備した観光地等では、外国人観光客等のインターネット利用が可能となる。



▲景観への配慮と多言語化に対応した案内サインの設置（串間市）

エ 国立公園満喫プロジェクトの推進

- ・ 国立公園において、保護すべきところは保護しつつ、国や関係市町村等と連携し、利用施設の整備やツアープログラムの開発、ガイドの育成など、訪日外国人旅行者等を惹きつける取組を計画的、集中的に実施します。

オ まちの賑わいの創出

- ・ 県内各地の中心市街地等において、駅前広場や交流センター、歩行者空間の整備など、地域主導による、地域の特性を生かした個性あふれる景観まちづくりを促進し、まちの賑わいの創出を図ります。
- ・ 商店街のテナントミックス^{*11}、リノベーションによる空き店舗の再生、コミュニティ機能の再生など、まちづくりを推進するエリアマネジメント組織の形成を目指します。
- ・ 商店街（中心市街地）の再生計画策定や、外国人旅行者への対応、「子育て」「高齢者」「安全安心」などの社会的な課題解決やコミュニティスペースの開設等により、商店街の空き店舗対策や賑わい創出のための取組を推進します。
- ・ まちづくりを担う商店街のリーダーやタウンマネージャーの育成を図るとともに、商店街同士が交流できる場を創出します。



▲空き店舗の再生や交流スペースの創出（日南市）

*11 テナントミックス：商業集積活性化の基本となるコンセプトを実現するための、最適なテナント（業種業態）の組み合わせのこと。

県の役割

- ・ 景観まちづくりに取り組む市町村への支援
- ・ 県産材利用推進に関する基本方針を踏まえた木材利用の普及啓発
- ・ 公共建築物等の木造化・木質化に関する支援
- ・ 主要観光地における景観の保全
- ・ 外国人受入環境の充実
- ・ 国、県、市町等の連携による国立公園満喫プロジェクトの推進
- ・ 国立公園内施設の老朽化、国際化に対応した整備等の実施
- ・ 地元ガイドの育成支援等ソフト事業の実施
- ・ 商店街（中心市街地）の再生に取り組む市町村等への支援
- ・ 商店街リーダーやタウンマネージャー等の人材育成

市町村の役割

- ・ 地域の特性を生かした個性あふれる景観まちづくりの推進
- ・ 施設管理者や地元住民等による美化活動の促進
- ・ 各市町村の木材利用方針に基づく、地域材の積極的な利用による公共建築物等の木造化・木質化
- ・ 観光地等におけるW i - F i 環境の整備
- ・ 商店街の賑わい創出などに取り組む団体への支援促進
- ・ 地域の抱える課題を整理・検証し、商店街や中心市街地再生に向けたプランを策定

県民の役割

- ・ 県の玄関口（駅など）における美化活動への参加
- ・ 地域における景観まちづくり活動への積極的な参加
- ・ 県産材の地産地消に取り組む木づかい運動や木育活動への積極的な参加
- ・ 旅行者を温かく迎える
- ・ 商店街による賑わい創出等の取組への参加

事業者の役割

- ・ 施設管理者による老朽化施設の更新や美化活動の実施
- ・ 県の玄関口（駅など）における美化活動への参加
- ・ 地域における景観まちづくり活動への積極的な参加
- ・ 多くの方が利用する施設等における積極的な木造化・木質化
- ・ 事業活動を通じた旅行者への快適なサービスや環境の提供

主要指標

指 標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
観光入込客数	1,580万人 (平成27年)	1,611万人 (平成32年)	1,652万人 (平成38年)

商店街の空き店舗率	20%	19%	17%
-----------	-----	-----	-----

【施策2-⑤】体験・交流の機会の提供

地域固有の自然や歴史・文化などの景観を形成している背景を含めて、旅行者等がより深く本県の美しい景観を楽しむことができるよう、様々な体験活動の機会や地域住民との交流の機会の提供を推進します。

ア 美しい景観を生かした体験型観光メニューの充実化

- ・ 地域住民や関係事業者等と連携し、地域の自然や農山漁村の景観を活用した、誰もが気軽に楽しめるスポーツツーリズム（ウォーキングやトレッキング、サイクルツーリズム等）の振興を図ります。
- ・ 農林漁業体験などの体験メニュー、まち歩きツアーや神楽宿での神楽の鑑賞などの地域とふれあいが魅力的な観光メニュー等の提供を促進します。



▲サイクルツーリズムの取組（日南海岸）

イ 農林漁家民泊等の推進

- ・ 農山漁村地域の持つ豊かな自然や「食」を活用した体験型のツーリズムをより一層推進するとともに、都市居住者と農山漁村居住者との交流の機会となる農山漁家民泊の取組を推進し、地域コミュニティの再生を図り、農業・水産業と観光サービス業等との融合による新たな相乗効果・経済効果の創出につなげます。

県の役割

- ・ 地域の特性を生かしたスポーツツーリズムの促進
- ・ 農林漁家民泊に係る開業、安全管理、運営ノウハウ等について県内関係者と情報共有を推進
- ・ 農林漁家民泊に係る地域協議会の主体的な取組を支援することによる先進事例の創出

市町村の役割

- ・ 地域の特性を生かしたスポーツツーリズムの促進
- ・ 地元とのふれあいが魅力的な観光メニューの提供の促進

- ・農林漁家民泊の開業や改修等の支援
- ・農林漁家民泊に係る地域協議会の設立・運営等への支援

県民の役割

- ・旅行者を温かく迎える
- ・スポーツツーリズムや農林漁業体験等の体験型観光メニューの利用
- ・まち歩きツアー等への参加
- ・農林漁家民泊の利用

事業者の役割

- ・旅行者を温かく迎える
- ・スポーツツーリズムや農林漁業体験等の体験型観光メニューの開発

主要指標

指 標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
観光入込客数（再掲）	1,580万人 (平成27年)	1,611万人 (平成32年)	1,652万人 (平成38年)
農林漁家民宿軒数	168軒	184軒	216軒

(4) 景観阻害要因の改善

(景観阻害要因の改善)

第18条 県は、良好な景観が地域の資源として活用されるよう、市町村及び県民等と連携し、周囲の景観と調和しない工作物等の緑化による修景その他の必要な施策を推進するものとする。

現状と課題

自然や里山、歴史的なまちなみなどの美しい景観資源があっても、そこに周囲の景観と不調和なものがあると、景観の価値は損なわれてしまいます。

このような景観を阻害する要因（景観阻害要因）の例としては、幹線道路沿いを中心に立てられている野立て^{のた}広告^{*12}等の屋外広告物をはじめ様々なものがあります。これらは、それぞれ必要があって設置されているものですが、一部のものについては、デザインや設置の仕方、老朽化などにより、周囲の景観に悪影響を与えているものもあります。

また、人口減少等に伴って、空き家の増加も社会問題化しています。空き家の中には、周囲の景観に悪影響を与えているものもあり、対応が求められています。

課題

- ・ 周囲の景観と調和しない屋外広告物等の規制
- ・ 景観を阻害する空き家の解消
- ・ その他の景観阻害要因の改善

【施策2-⑥】景観阻害要因の改善

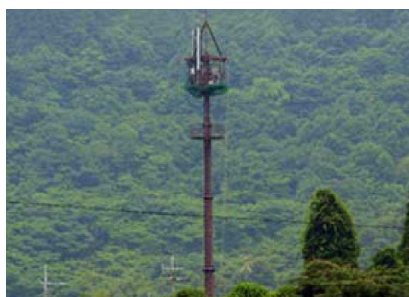
ア 違反広告物の除去及び屋外広告物の質的向上

- ・ 市町村と連携し、県民、事業者への普及啓発活動を行い、屋外広告物制度に関する理解と関心を高める取組を推進します。
- ・ 自然公園や沿道修景美化推進路線における違反広告物の除去を重点的に進めるなど、景観を資源として活用するための環境づくりを推進します。
- ・ 広告物の色調やデザインが景観と調和したものになるよう、県民、事業者への普及啓発活動を推進します。

イ 再生可能エネルギー発電施設等への適切な対応

- ・ 太陽光発電施設、風力発電施設、携帯電話の中継アンテナ等については、市町村と連携し、地域の実情に応じた景観への配慮を求める取組を推進します。

^{のた}
*12 野立て広告：路地や田畑等に設けて通行者を店舗等に案内するための看板。



▲色彩の変更による景観への調和や生け垣による遮蔽（宮崎市）



▲電線地中化の推進（日南市）

ウ 空家等対策の推進

- ・ 県全体の空家等対策が円滑に進むよう、技術的な助言、市町村間の連絡調整などにより空家等対策の実施主体である市町村を支援します。

県の役割

- ・ 屋外広告物制度に関する普及啓発
- ・ 違反広告物の除去の推進
- ・ 景観計画の策定や空家等対策に関し、市町村に対する情報提供や技術的助言、市町村間の連絡調整、その他必要な援助

市町村の役割

- ・ 県と連携した屋外広告物に係る規制内容や手続きの周知
- ・ 公共広告物の質的向上（意匠、色彩等の工夫）
- ・ 景観計画による形態・意匠の制限
- ・ 空家等実態調査の実施や、空家等対策計画の策定
- ・ 特定空家等^{*13}の計画的な除却等の促進
- ・ 空き家所有者等に対する情報の提供・助言

県民の役割

- ・ 屋外広告物条例の遵守
- ・ 周囲の景観との調和を考慮した屋外広告物の設置

*13 特定空家等：倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全上不適切な状態にある空家等のこと。

- ・空家等の適正な管理

事業者の役割

- ・屋外広告物条例の遵守
- ・周囲の景観との調和を考慮した屋外広告物の設置
- ・屋外広告士の育成
- ・古民家を含む空家等の利活用の促進

主要指標

指 標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
禁止地域における違反広告物の 件数	510件※	※	※
空家等対策計画策定市町村数	3	13	20

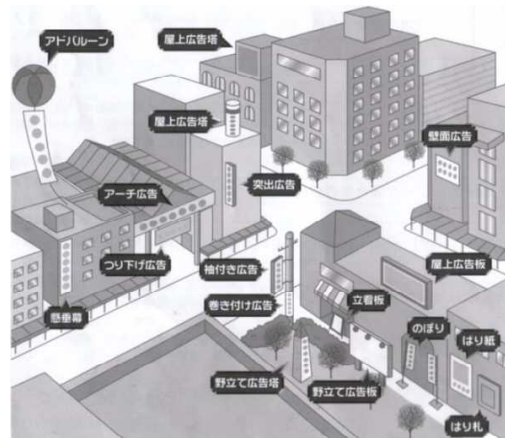
※宮崎市の区域を含む数値を平成29年度中に設定予定

【コラム】屋外広告物

屋外広告物は、私たちの生活に必要な情報を伝えるとともに、まちを活気づける役割を担います。

しかし、これが無秩序に氾濫し、管理もおろそかになると、まちなみや自然の景観を損なうだけでなく、落下等の事故により人々に危害を及ぼす恐れもあります。

そこで、宮崎県では良好な広告景観の形成を進めるため、宮崎県屋外広告物条例により必要な規制を行っています。(宮崎市の区域では、宮崎市屋外広告物条例が適用されます。)



(5) 積極的な情報発信

(積極的な情報発信)

第19条 県は、観光その他の地域間交流を促進するため、市町村及び県民等と連携し、地域の良好な景観、その景観と共に営まれている人々の暮らしその他の美しい宮崎づくりに関する情報を国内外に向けて積極的に発信するものとする。

現状と課題

第2章で見たように、本県における観光客の旅行目的のトップは、「自然・風景・名所を楽しむ」であり、本県観光にとって「景観」は大きな強みです。

この強みを生かし、今まで以上に観光などの地域間交流を活発化するためには、本県が有する美しい景観に関する情報等を国内外に向けて積極的に発信することが重要です。

また、現在、県内各地でボランティアの方々によって様々な美しい宮崎づくりに関する活動が行われていますが、一部の活動については、参加者の高齢化が進むなど、活動の安定的な継続が課題になっています。

施策の方向

- ・ 観光客等に対する的確な情報の発信
- ・ 人々の暮らしなど、景観の背景にあるストーリーを含めた情報の発信
- ・ 美しい宮崎づくりの活動に関する情報の積極的な発信

【施策2-⑦】積極的な情報発信の推進

県、市町村、県民、事業者など様々な主体による、美しい宮崎の景観に関する情報等の発信を推進します。

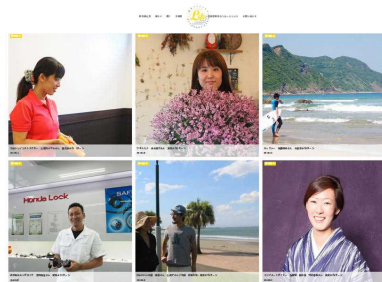
また、美しい宮崎づくりに関する活動を活性化させるため、活動に関する情報を積極的に発信できる仕組みづくりを行います。

ア 美しい景観やそれと共にある人々の暮らしに関する情報の発信

- ・ 県観光情報サイト「旬ナビ」や「ひなたGIS^{*14}」などインターネットを活用した情報発信を行うほか、首都圏での観光相談員配置やガイドマップの作成等により、観光客への的確な情報の提供を推進します。

*14 ひなたGIS：宮崎県情報政策課が開発した地理情報システム。地域の様々なデータを地図上に重ね合わせることができ、インターネットに接続するパソコンやスマートフォンなどから無料で利用できる。平成29年3月、内閣府主催「RESASアプリコンテスト」で最優秀賞を受賞した。

- ・ 県民のふるさとの景観への誇りと愛着を醸成するとともに、国内外から訪れる人にも本県の魅力をより深く理解してもらうため、市町村や各種団体と連携し、景観と共にある暮らしの情報をインターネット等を活用し、積極的に発信します。
- ・ 地域の宝であり、人々の信仰の対象ともなってきた巨樹・古木を「みやざき新巨樹100選」として広く紹介するなど、自然との共生によって育まれた景観資源に関する情報を積極的に発信します。
- ・ 県民の生活を支え、地域のランドマークとなっている建築物や土木構造物の歴史的価値や魅力を積極的に発信します。



▲宮崎市移住センターホームページ



▲日南海岸きらめきライン



▲土木学会選奨土木遺産「網ノ瀬川橋梁」
(写真中央)(延岡市～日之影町)

イ 美しい宮崎づくりの活動に関する情報の発信

- ・ 美しい宮崎づくりに関する活動への県民等の参加を促進するため、各種団体や地域における様々な取組を、各種の広報媒体を活用するとともに、報道機関とも連携し、広く周知する取組を推進します。
- ・ Facebookページ「美しい宮崎づくり」を開設し、県や市町村、活動団体等が協働で情報発信できる仕組みを構築します。



▲みやざきツーリズム協議会



▲ Facebook ページ「美しい宮崎づくり」

県の役割

- ・ SNS 等を活用した情報の発信
- ・ パネル展やリーフレットの配布等による情報の発信

市町村の役割

- ・ 広報紙、ホームページ、SNS など様々な広報媒体を活用した情報の発信
- ・ パネル展やリーフレットの配布等による情報の発信

県民の役割

- ・ SNS を活用した美しい景観に関する情報の発信
- ・ 美しい宮崎づくり活動団体としての情報の発信
- ・ 美しい宮崎づくりに関する活動を知り、参加する

事業者の役割

- ・ 自らが行った美しい宮崎づくりに関する活動の情報の発信
- ・ 美しい宮崎づくりに関する活動を知り、参加する

主要指標

指 標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
Facebook ページ「美しい宮崎づくり」への「いいね」の数	—	3,000	5,000

3 公共事業に係る良好な景観の形成

(公共事業に係る良好な景観の形成)

第20条 知事は、公共事業により整備される施設が周辺の景観に大きな影響を及ぼすことに鑑み、公共事業に係る良好な景観の形成のための指針（以下「公共事業景観形成指針」という。）を定めるものとする。

2 県は、公共事業景観形成指針にのっとり、公共事業を実施するものとする。

3 県は、県以外の公共事業を実施する者に対し、公共事業を行うに当たっては、公共事業景観形成指針に配慮するよう求めるものとする。

現状と課題

公共施設等は、地域における重要な社会基盤であると同時に、地域の景観の基盤となるものです。

しかしながら、戦災復興から高度経済成長期は、社会基盤を早く、安く、大量に整備することが求められた時代であり、経済性や効率性を優先した整備が進められてきたため、周辺の景観に十分配慮した整備が行われているとは言いがたい状況にあり、一部は地域景観の阻害要因となっているものもあります。

公共事業を行うに当たっては、今まで以上に周辺の景観に配慮することが必要です。

施策の方向

- ・ 景観に配慮した公共事業を実施するための仕組みづくり
- ・ 公共施設等に対する住民の意識の醸成
- ・ 公共事業における景観づくりの担い手となる人材の育成

【施策3】 周囲の景観に配慮した公共事業の推進

公共事業における景観形成の取組をグレードアップとして実施するのではなく、原則として実施すべき要素と位置付け、公共事業景観形成指針に基づく公共事業を推進します。

ア 景観に配慮した公共事業を推進するための仕組みづくり

- ・ 国、県、市町村との情報共有、情報交換を促進します。
- ・ 設計者、発注者、施工者の協議の場づくりを推進します。（平成32年度まで）

- ・ 景観重要公共施設制度^{*15} の活用を推進します。

イ 構想・計画段階における多様な意見の聴取

- ・ 良好な景観は県民共有の財産であることを踏まえ、優れた景観を有する地域や事業により景観に大きな影響を与える恐れがある事業については、計画の初期段階から幅広い主体の参加により良好な景観の保全・創出に向けた合意形成が図られるよう住民等への情報提供を行い、意見を聴取するよう努めます。
- ・ アドバイザー制度を活用し、公共事業に景観等の専門家の意見を反映させる取組を推進します。



▲学識経験者などを委員とする検討会の開催（高千穂町）



▲アドバイザーの活用（延岡市）



▲実物大模型の設置（日向市）

ウ 景観整備方針の継承

- ・ 発注者、施工者及び設計者は、当該事業に関して、構想段階から設計段階までの過程で合意された景観整備の方針が継承されるよう、お互いに意思疎通を図り、景観形成に関する共通認識を持つよう努めます。

*15 景観重要公共施設：景観法に基づき、地域の景観上重要な公共施設（道路や河川、公園など）として指定された公共施設のこと。景観行政団体が景観計画に景観重要公共施設の整備に関する事項や景観重要公共施設に関する占用等の許可の基準を定めることにより、良好な景観の形成を図られる。



▲整備内容を試験施工により確認（日南市）

エ 意識の醸成と人材の育成

- ・ 住民一人ひとりの景観意識や公共施設に対する愛着を醸成する取組を推進します。
- ・ 実務者研修の開催や事例集の作成等により、公共事業における景観づくりの担い手となる人材の育成とネットワークづくりを推進します。



▲小学生を対象としたフィールドワークショップを開催（高千穂町）



▲実務者研修（宮崎市）

県の役割

- ・ 公共事業景観形成指針に基づく公共事業の実施
- ・ 農業農村整備事業においては、計画段階から環境や景観との調和に配慮した事業計画を策定

市町村の役割

- ・ 公共事業景観形成指針に準拠した公共事業の実施
- ・ 設計段階における景観検討の推進
- ・ 国や県、隣接する市町村との連携による公共事業の実施
- ・ 公共事業への専門家の意見の反映
- ・ 実務者研修への参加
- ・ 住民等との協働の場づくりの推進

県民の役割

- ・ 公共事業に対する理解と関心を高める
- ・ 協議・調整の場への参加

事業者の役割

- ・公共事業に対する理解と関心を高める
- ・協議・調整の場への参加

主要指標

指 標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
景観重要公共施設を指定している市町村数	6	19	26

4 美しい宮崎づくりを推進するための担い手の育成

(1) 普及啓発等

(普及啓発等)

第21条 県は、美しい宮崎づくりに関する県民等の理解を深めるとともに、美しい宮崎づくりに関する活動への県民等の参加が促進されるよう、市町村と連携し、普及啓発、情報の提供その他の必要な施策を推進するものとする。

現状と課題

県内では、多くの方々の手によって美しい景観が守り、育てられています。例えば、自然環境の分野では、各種のボランティア団体が各地で植樹活動や希少動植物の保護活動をされていますし、都市部においても、花植えやゴミ拾い等のボランティア活動が展開されています。

一方で、一部の人たちがこうした活動に参加するだけでは、活動を継続させることはできません。

美しい宮崎づくりの担い手を拡大するため、多くの方に美しい宮崎づくりに対する理解を深め、活動に参加していただく必要があります。

施策の方向

- ・ 美しい宮崎づくりに関する活動への参加者の確保

【施策4-①】美しい宮崎づくりに向けた気運の醸成

美しい宮崎づくりに対する気運を醸成し、美しい宮崎づくりに関する活動の担い手を拡大します。

ア 各種条例の周知

- ・ 美しい宮崎づくり推進条例はもとより、各市町村が制定する景観条例や、屋外広告物条例など、美しい宮崎づくりに関する各種条例の普及啓発活動を展開します。

イ 県民等に対する普及啓発と情報発信

- ・ リーフレットの配布や出前講座への職員派遣、県庁ホームページ等を活用した広報活動により、美しい宮崎づくりに関するPR活動を行い、県民一人ひとりの気運の醸成を図ります。

- ・ 市町村や景観形成促進機構*16 と連携し、セミナー、講演会等を開催することで、県民・事業者に対する意識啓発を推進します。
- ・ 県や市町村の広報紙、SNS等を活用し、美しい宮崎づくりに関するイベント情報等の積極的な発信を行います。



▲パネル展の開催（宮崎市）



▲出前講座（串間市）



▲景観セミナーの開催（宮崎市）



▲ホームページによる情報発信



▲ Facebook ページによる情報発信

県の役割

- ・ リーフレットの配布や出前講座の開催
- ・ 県庁ホームページやSNSを活用した広報活動
- ・ 県主催及び市町村との共催によるセミナー・講演会等の開催

市町村の役割

- ・ 市町村主催のセミナー、講演会等の開催

*16 景観形成促進機構：P.54 脚注 *8

県民の役割

・美しい宮崎づくりに関するセミナー、講演会等への参加

事業者の役割

・美しい宮崎づくりに関するセミナー、講演会等への参加

主要指標

指 標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
Facebookページ「美しい宮崎づくり」への「いいね」の数(再掲)	—	3,000	5,000

(2) 人材の育成

(人材の育成)

第22条 県は、将来の美しい宮崎づくりを担う人材を育成するため、市町村及び県民等と連携し、子どもたちに対する地域の自然、歴史、文化等の学習の機会の提供その他の必要な施策を推進するものとする。

2 県は、美しい宮崎づくりに関する実践的かつ専門的な知識を有する人材を育成するため、市町村及び県民等と連携し、講習会の開催、専門家の助言指導を受ける機会の提供その他の必要な施策を推進するものとする。

現状と課題

美しい宮崎づくりを継続的に行っていくためには、将来を担う子どもたちが地域に愛着と誇りを持ち、自ら考え行動できるようになることが重要です。

県では、これまで学校や家庭、地域等と連携しながら環境学習、環境美化活動などに取り組んできたところです。

これらの取組を通して、子どもたちが地域の環境保全についてより深く考えることができるようになるなど、景観や環境に関する興味・関心の高まりが見られましたが、今後、一層子どもたちが自ら考え行動するといった主体的に活動できる児童生徒の育成が望まれます。

また、美しい宮崎づくりを推進していくためには、県民、事業者そして行政に関わる人々が景観に対する関心や意識を高めるとともに、魅力的な景観を自ら守り、育み、つくるための活動へ積極的に参加することが重要です。

しかしながら、関心はあるものの、具体的にどのように活動してよいか分からない場合が多いなど、専門的な知識を持った人材の育成も課題になっています。

施策の方向

- ・ 自ら考え行動できる児童生徒の育成
- ・ 専門的な知識を持った人材の育成

【施策4-②】美しい宮崎づくりを支える人材の育成

現在はもとより将来にわたって美しい宮崎づくりが安定的に推進されるよう、活動を支える人材の育成を推進します。

ア 子どもたちに対する学習の機会の提供等

- ・ 将来、美しい宮崎づくりの重要な担い手となる子どもたちが、持続可能な社会の構築を目指して、身近な景観や環境に興味や関心を持ち、その保全活動などに主体的に取り組むことができるよう、さらに、学校や家庭、地域等との連携を深めながら、環境教育の視点で自ら考え

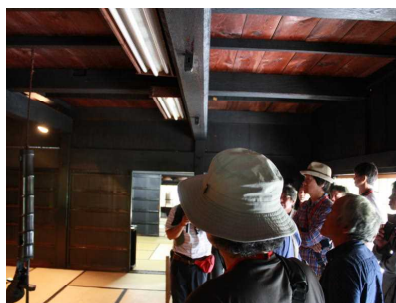
行動できる児童生徒を育成します。

イ 専門的な知識を有する人材の育成

- ・ 県民向けの景観セミナーや出前講座、講習会の開催などの取組を通して、自ら美しい宮崎づくりに取り組めるような専門的な知識を有する人材や、地域住民が主体となった美しい宮崎づくりをけん引できるようなリーダー的な役割を担える人材を育成します。
- ・ 景観まちづくりアドバイザー制度により、美しい宮崎づくりに関する専門家の助言指導を受ける機会を提供します。



▲景観教室の開催（宮崎市）



▲ヘリテージマネージャーの育成



▲景観まちづくりアドバイザーの派遣

県の役割

- ・ 景観セミナーや出前講座、講習会の開催
- ・ 景観教室の取組拡大への支援
- ・ 景観まちづくりアドバイザーの派遣
- ・ 景観形成促進機構と連携した専門的な知識を有する人材の育成

市町村の役割

- ・ 公立小中学校における地域の資源を活用した環境学習や、その学習を生かした地域貢献活動の推進等
- ・ 県の景観まちづくりアドバイザー制度の活用、又は各市町村独自のアドバイザー制度の活用

県民の役割

- ・ セミナー等への積極的な参加
- ・ 県又は市町村のアドバイザー制度の活用

事業者の役割

- ・セミナー等への積極的な参加
- ・県又は市町村のアドバイザー制度の活用

(3) 美しい宮崎づくり活動団体の登録等

(美しい宮崎づくり活動団体の登録等)

第23条 県は、県民等による美しい宮崎づくりに関する活動を促進するため、良好な景観の形成に取り組む団体を美しい宮崎づくり活動団体（以下「活動団体」という。）として登録し、その活動に必要な情報の提供、広報活動への協力、活動団体間の交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

現状と課題

美しい宮崎づくりは、県や市町村の取組はもとより、多くの団体の持続的な活動や県民・事業者の積極的な参加によりはじめて県内全域で展開することができます。

現在、様々な団体が美しい宮崎づくりに関する活動をされていますが、このような団体の中には、高齢化による人手不足や資金不足で活動の継続が難しくなっているものも見受けられる一方で、美しい宮崎づくりに関心のある県民や事業者に対し、活動に関する情報が届いていないのが実情です。

このため、活動の内容を多くの方に知らせ、県民や事業者の活動への参加や支援並びに団体間の連携につなげていく必要があります。

施策の方向

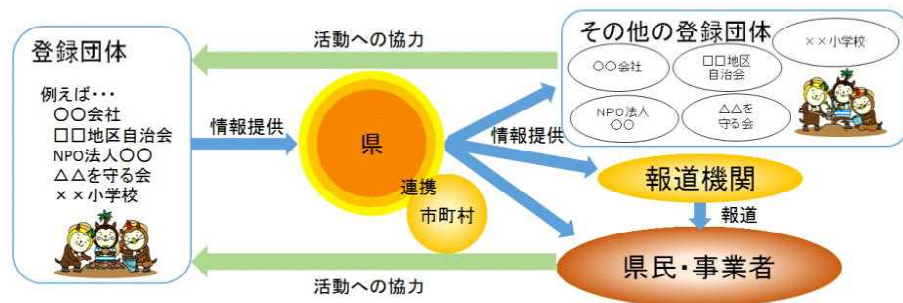
- ・ 美しい宮崎づくりに取り組む団体を支える仕組みづくり
- ・ 県民や事業者の活動への参加や支援
- ・ 活動団体間の連携の促進

【施策4-③】活動団体を支えるための連携と交流の促進

団体の活動の内容を多くの方に知らせ、県民や事業者の活動への参加や支援並びに活動団体間の連携につなげていくため、登録制度を創設し、活動団体に対する必要な支援を行います。

ア 美しい宮崎づくり活動団体登録制度による支援

- ・ 美しい宮崎づくり活動団体登録制度を創設し、活動団体を支える仕組みを構築します。（概ね平成32年度まで）
- ・ 活動団体に対し、必要な情報の提供や広報活動への支援等を行うとともに、活動団体間の連携と交流の機会を提供します。



▲美しい宮崎づくり活動団体登録制度の模式図

県の役割

- ・活動団体への情報提供
- ・ホームページやSNS等を活用した活動団体の広報活動への支援
- ・活動団体間の連携や交流の促進
- ・活動団体が実施するイベント等に対する県民や事業者の参加促進

市町村の役割

- ・活動団体への情報提供
- ・ホームページやSNS等を活用した活動団体の広報活動への支援
- ・活動団体間の連携や交流の促進
- ・活動団体が実施するイベント等に対する県民や事業者の参加促進

県民の役割

- ・活動団体による他団体との連携・交流
- ・活動への参加や支援
- ・活動に係る情報発信

事業者の役割

- ・活動への参加や支援
- ・活動に係る情報発信

主要指標

指 標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
美しい宮崎づくり活動団体登録数	—	200	500

(4) 景観形成促進機構の指定等

(景観形成促進機構の指定等)

第24条 知事は、人材の育成その他の美しい宮崎づくりに関する施策を推進するため、市町村及び県民等に対する専門的な知識を有する者の派遣、調査研究その他の良好な景観の形成に必要な活動を行うことができる法人を景観形成促進機構（以下「機構」という。）として指定するものとする。

2 県は、機構に対し、その活動に必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

現状と課題

美しい宮崎づくりを推進していくためには、景観行政に携わる職員が、景観形成に関する知識と経験を有していくことが望まれます。

しかしながら、県民のニーズが多様化する中、行政職員にも様々な知識や経験が求められ、景観行政に関する専門的な知識を有する職員を配置することが難しいのが実情です。

一方で、県内では、建築やガーデンデザインなどの専門的な知識を持った人材を有する法人（職能団体等）が、民間レベルで景観まちづくりを実践されています。

今後、美しい宮崎づくりを面的に展開していくためには、このような法人との連携を強化する必要があります。

施策の方向

- ・ 専門的な知識を持った人材を有する法人等との連携

【施策4-④】 専門的な知識を持った人材を有する法人等との連携

美しい宮崎づくりに関する持続的な普及啓発活動等を推進するため、専門的な知識を有する法人等を景観形成促進機構^{*17}として指定し、行政と連携した景観形成に向けた様々な活動を推進します。

ア 景観形成促進機構による景観づくりへの支援の推進

- ・ 様々な分野における景観形成促進機構の指定を進めます。
- ・ 景観形成促進機構の特性を生かしたセミナーや講演会の開催等を支援します。

*17 景観形成促進機構：P.54 脚注 *8



▲景観形成促進機構による啓発活動

県の役割

- ・景観形成促進機構の活動に必要な情報の提供
- ・景観形成促進機構の活動への助言
- ・景観形成促進機構の活動に必要な人材や資金面での支援

市町村の役割

- ・景観形成促進機構又は景観整備機構^{*18}の活動への協力
- ・景観整備機構の指定の推進

県民の役割

- ・景観形成促進機構が実施する各種事業への関心・理解を深め、参加する

事業者の役割

- ・景観形成促進機構が実施する各種事業への関心・理解を深め、参加する

*18 景観整備機構：P.54 脚注 *7

(5) 美しい宮崎づくり推進強化月間

(美しい宮崎づくり推進強化月間)

第25条 県は、美しい宮崎づくりに関する県民等の理解を深めるとともに、美しい宮崎づくりに関する活動への県民等の参加をより一層促進するため、毎年11月を美しい宮崎づくり推進強化月間と定める。

現状と課題

県民、事業者の多くは美しい宮崎づくりに関心はあるものの、具体的な行動にまで至っていない方が多いのも実情です。

県民、事業者の積極的な参加による美しい宮崎づくりを推進するためには、活動への参加意欲を高め、行動を促していく必要があります。

施策の方向

- ・活動機会の創出

【施策4-⑤】美しい宮崎づくりに関する活動機会の創出

毎年11月の「美しい宮崎づくり推進強化月間」において、啓発活動や美しい宮崎づくりに関する各種イベント等を積極的に展開します。

ア 美しい宮崎づくり推進強化月間（毎年11月）における取組の推進

- ・ 広く県民や事業者に対する普及啓発とともに、美しい宮崎づくり活動団体の活動の促進を目的としたイベントを開催し、県民や事業者による美しい宮崎づくりへの参加を促進します。



▲美しい宮崎づくりにつながる清掃や花植活動の取組

県の役割

- ・美しい宮崎づくりに関する学習や活動する機会の創出
- ・美しい宮崎づくりに関する各種イベント等に関する情報提供

市町村の役割

- ・美しい宮崎づくり推進強化月間におけるイベントの開催

県民の役割

- ・美しい宮崎づくり推進強化月間における活動機会の創出と参加

事業者の役割

- ・美しい宮崎づくり推進強化月間における活動機会の創出と参加

(6) 表彰

(表彰)

第26条 知事は、美しい宮崎づくりに関し顕著な功績があったものに対し、表彰を行うものとする。

現状と課題

県内では、多くの方々の手によって美しい景観が守り、育てられています。しかしながら、そうした取組を知らない方も多く、中には多くの方の努力によって磨き上げられた景観が心ない人の行為によって損なわれる事例も見受けられます。

美しい景観を守り、引き継いで行くためには、景観の保全・創出、活用に向けた取組を多くの人に伝え、その価値を知っていただくとともに、優れた取組を点から線に、線から面へと広げていく必要があります。

施策の方向

- ・活動に対する正当な評価
- ・優れた取組の普及

【施策4-⑥】表彰の実施

毎年11月の「美しい宮崎づくり推進強化月間」に合わせて、美しい宮崎づくりに顕著な功績があった団体等を表彰することにより、取組の意義や成果を広く周知させるとともに、県内への取組の普及を図ります。

ア 表彰による取組の周知と普及

- ・ これまで行われてきた美しい宮崎づくりに関する様々な表彰制度は継続しつつ、良好な景観の保全、創出に「活用」という視点を盛り込んだ新たな表彰制度を創設します。(平成32年度まで)
- ・ 表彰団体の事例発表の場を設けるとともに、その取組をホームページ等を活用して発信します。



▲道路功労者表彰

県の役割

- ・表彰制度の創設
- ・受賞者の取組に関する情報発信

市町村の役割

- ・表彰対象事例の掘り起こし
- ・表彰制度に関する周知への協力
- ・独自の表彰制度の創設

県民の役割

- ・表彰団体の取組を参考とした取組の実施

事業者の役割

- ・表彰団体の取組を参考とした取組の実施

第5章 重点施策

この計画の計画期間である平成29年度から平成38年度までの10年間においては、平成32年の国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭、あるいは平成38年の国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の本県開催を見据え、第4章に掲げた施策のうち次の施策を重点施策として推進します。

1 景観による地域のブランド力向上

本県の豊かな自然景観や人々の暮らしの積み重ねにより育まれてきた農山漁村景観は、近年、ユネスコエコパークや世界農業遺産に相次ぎ登録・認定されるなど、世界的にも高く評価されています。

国民文化祭や国民体育大会等の大きなイベントの開催を見据え、地域が有する景観を県民共有の財産として磨き上げ、地域の活性化につなげるため、景観という観点から地域の価値（＝ブランド力）を向上させる取組を推進します。

【重点施策の概要】

ア 価値の高い景観づくり

- ・世界農業遺産、ユネスコエコパーク等の取組を通じた景観の保全・活用
【施策1-①-ウ】【施策1-⑦】
- ・国立公園満喫プロジェクトの推進 【施策2-④-エ】
- ・地域の歴史や文化が感じられる景観の磨き上げ 【施策1-⑧】【施策1-⑨】
- ・広域的景観の形成に関する指針の策定 【施策1-⑭】
- ・美しいまちなみの創出（全市町村における景観計画の策定等）
【施策1-⑫】
- ・視点場の創出並びに視点場又は沿道における景観の磨き上げ
【施策2-①】【施策2-②】【施策3-ア～ウ】
- ・景観阻害要因の改善（“引き算”の景観づくり） 【施策2-⑥】

イ 発信力の強化

- ・新たな世界ブランド、日本ブランドへの登録等の推進
【施策1-⑧】【施策1-⑨】
- ・多様な媒体を活用した情報発信 【施策1-①-ウ】【施策1-⑦】【施策2-⑦】

2 景観を生かした“おもてなし”

本県は、全国に先駆けて豊かな自然を生かした美しい県土づくりに取り組み、その成果を観光に生かしてきましたが、近年、旅行者のニーズが多様化し、交流圏域が拡大するなど、本県観光を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした環境の変化に対応し、交流人口の拡大による地域の活性化を実現するため、本県の強みである“おもてなし”にさらに磨きをかける取組を推進します。

【重点施策の概要】

ア 魅力ある観光地づくり

- ・観光地の景観の磨き上げ 【施策2-④ウ】
- ・美しい景観を生かした体験型観光メニューの提供

【施策 2-④-エ】【施策 2-⑤-ア】

- ・農林漁家民泊の推進 【施策 2-⑤-イ】

イ 快適に観光できる環境づくり

- ・観光地やその周辺の受入環境の整備 【施策 2-④-ウ】【施策 3-ア～ウ】
- ・インターネットや案内板の多言語化等のインバウンド^{*19} 対策の充実
【施策 2-④-ウ】

- ・主要アクセス道路における沿道修景 【施策 2-②】

ウ ビッグイベントに向けた環境づくり

- ・県の玄関口におけるもてなしの空間づくり 【施策 2-④-ア、イ】
- ・国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭、並びに国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会（平成38年）の会場周辺における景観づくり
- ・主要アクセス道路における沿道修景 【施策 2-②】

3 宮崎を美しくする人づくり

本県の景観は、豊かな自然と人々の暮らしの重なり合いによって形成されてきたものです。このため、県民一人ひとりが地域の景観への関心を持ち、普段の暮らしの中で花を植えたり、ゴミを拾ったりといった“小さな実践”を積み重ねることで、地域の景観は大きく向上します。

このため、県民等に対する普及啓発活動の実施や、美しい宮崎づくりを実践している団体を対象とした表彰制度の創設、未来の担い手となる子どもたちが地域に対する愛着と誇りを持てるような教育の実施など、美しい宮崎づくりの担い手の育成を推進します。

【重点施策の概要】

ア 気運の醸成

- ・美しい宮崎づくりに関する普及啓発 【施策 4-①】【施策 4-⑥】
- ・花植えや清掃など身の回りでの実践をはじめとした活動への参加促進
【施策 4-①】【施策 4-③】
- ・表彰制度の創設 【施策 4-⑥】
- ・景観形成促進機構の指定 【施策 4-④】
- ・美しい宮崎づくり活動団体登録制度の創設 【施策 4-③】

イ 未来の景観を担う人づくり

- ・子どもたちに対する学習の機会の提供 【施策 4-②-ア】
- ・専門的な知識を有する人材の育成 【施策 4-②-イ】
- ・景観まちづくりアドバイザーの派遣 【施策 4-②-イ】

ウ 連携体制づくり

- ・民間企業が活動団体を支援する仕組みづくり 【施策 4-③】
- ・行政と活動団体・民間企業が連携するための体制づくり
【施策 1-⑪-イ】【施策 1-⑬】【施策 4-③】

*19 インバウンド：外国人が訪れてくる旅行のこと。

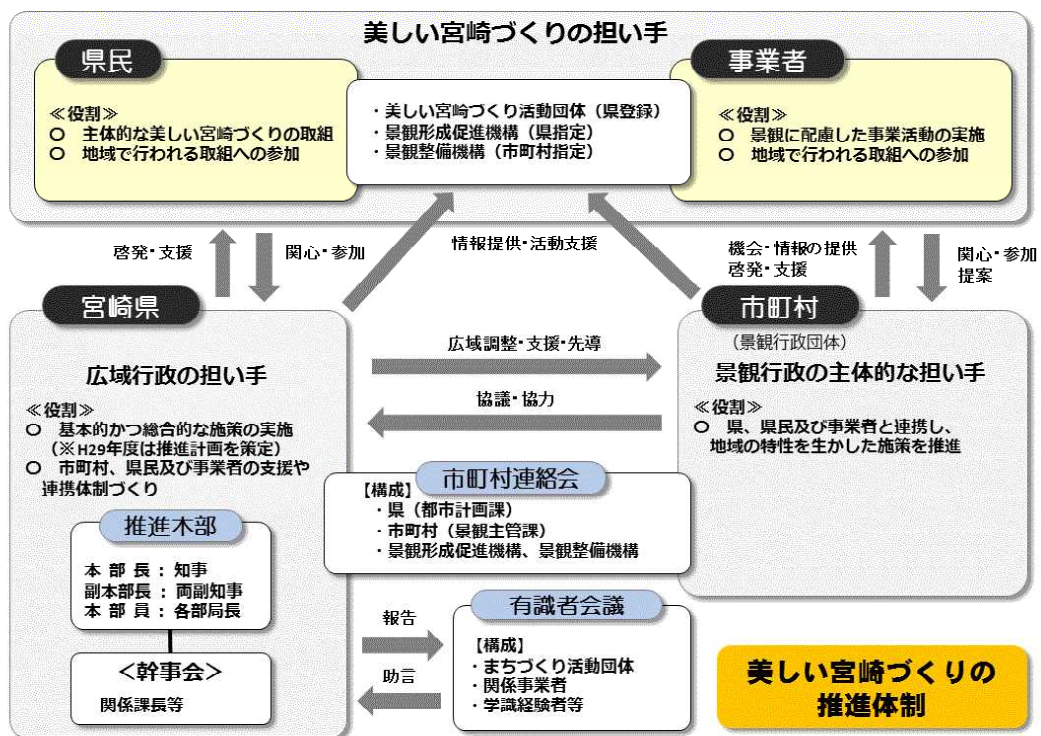
第6章 推進体制の整備

(推進体制の整備)

第9条 県は、美しい宮崎づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

庁内に横断的な連絡調整を行うための体制を構築するとともに、国や市町村との情報交換や連絡調整を円滑に進められる体制を構築していきます。

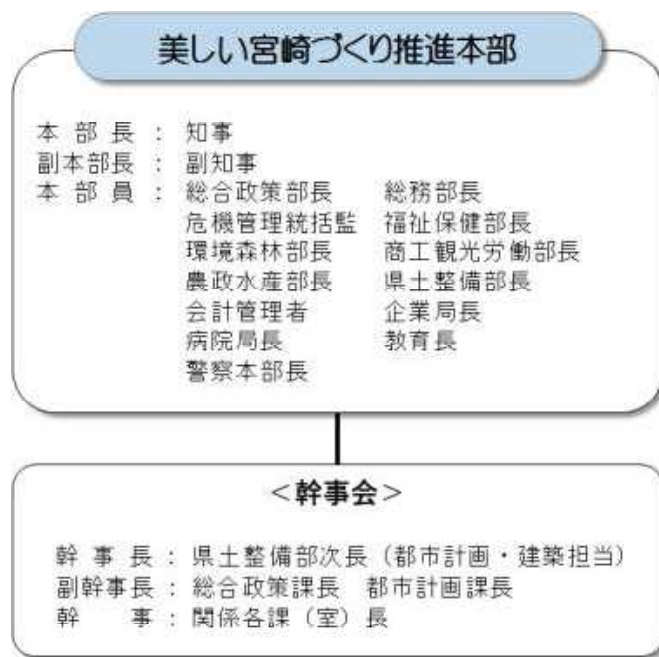
また、PDCAサイクルを構築し、取組の実効性を高めるため、学識経験者やまちづくり活動団体、関係事業者の代表者等からなる有識者会議を設置します。



1 美しい宮崎づくり推進本部

美しい宮崎づくりは、幅広い分野にまたがるため、庁内の各部局が連携し、全庁的な取組として各種施策を推進していく必要があります。

このため、庁内に設置した「美しい宮崎づくり推進本部」を中心に、部局横断的な連絡調整や連携を進めます。



※ 平成 29 年 4 月現在



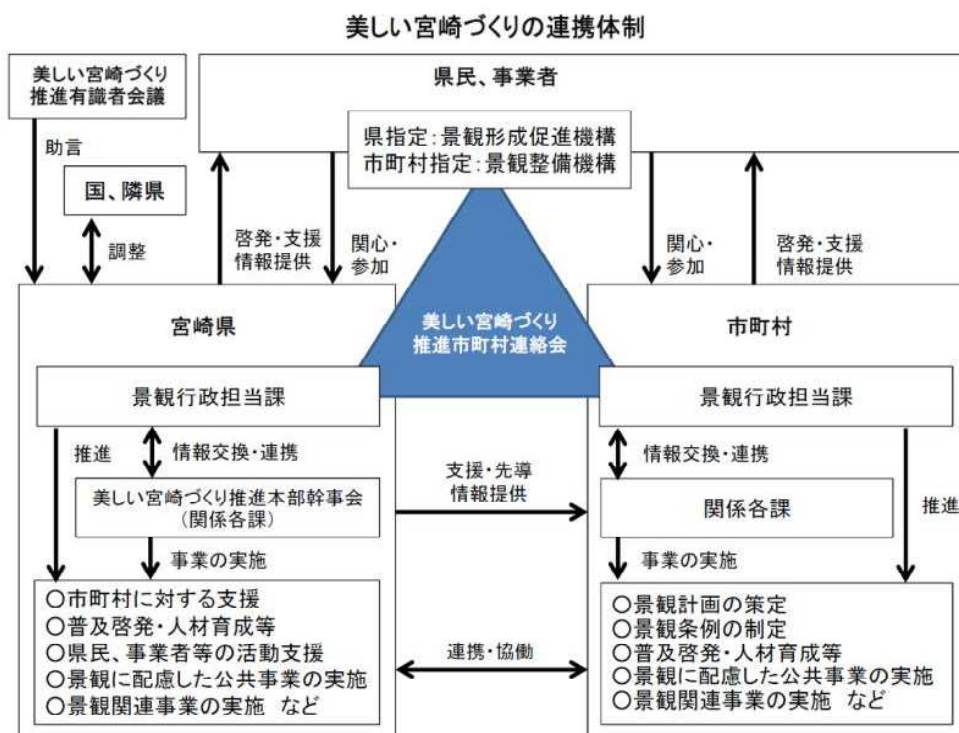
▲第1回 美しい宮崎づくり推進本部会議

2 美しい宮崎づくり推進市町村連絡会

美しい宮崎づくりは、景観行政の主体的な役割を担う市町村と連携して取り組む必要があります。

また、良好な景観の形成を促進するためには、行政間の連携のみならず、景観形成に関し専門的な知識を有する法人等との連携も極めて重要です。

このようなことから、市町村や景観形成促進機構（県指定）及び景観整備機構（市町村指定）を構成員とする「美しい宮崎づくり推進市町村連絡会」での連絡調整の仕組みや、景観形成活動に関する支援体制を構築するとともに、国や隣県との情報交換や連絡調整を円滑に進められる体制を構築します。



▲美しい宮崎づくり推進市町村連絡会

3 美しい宮崎づくり推進有識者会議

美しい宮崎づくりに関し、有識者からの意見を聴取し、施策の推進に反映させるため、平成29年4月に「美しい宮崎づくり推進有識者会議」を設置しました。

有識者会議の構成は、美しい宮崎づくりに関して専門的な知識を有する学識経験者や事業者、まちづくり活動団体の代表者としています。



▲美しい宮崎づくり推進有識者会議

4 計画の推進

本計画を着実に推進していくため、各施策に関連する事業の工程表を作成するとともに、毎年度、各施策の実施状況の評価・検証を行い、有識者会議からの意見を踏まえながら、次年度以降の施策展開に生かしていきます。

また、評価・検証の取りまとめ結果については広く公表し、公表を通じていただく意見等を基に今後の施策の進め方等について必要な見直しを行います。



施策の体系

1 分野別施策

分野	具体的な施策			重点施策		
				1 ブランド	2 おもてなし	3 人づくり
1 地域の特性を生かした景観の保全及び創出	(1) 自然景観の保全及び創出	① 自然環境や野生動植物の保護等	ア 自然公園等における自然環境の保護等 イ 希少な野生動植物の生息・生育環境の保護等 ウ ユネスコエコパーク等のブランドを生かした自然環境の保護等	○		
		② 多様で豊かな森林づくりの推進	ア 県民や事業者の参加による森林づくりの推進 イ 針葉樹と広葉樹の混交林等への誘導 ウ 巨樹・古木等の保全 エ 海岸マツ林の保全			
		③ 河川や海岸などの水辺環境の保全と整備	ア 自然公園等における自然環境の保護（再掲） イ 自然環境に配慮した河川・海岸の整備 ウ 県民等との協働による河川・海岸等の美化			○
	(2) 農山漁村景観の保全及び創出	④ 里山・里海の保全と耕作放棄地の再生利用	ア 多面的機能の維持・促進 イ 藻場・干潟の保全活動の促進 ウ 集落機能の維持・活性化 エ 景観法に基づく規制・誘導			
		⑤ 森林資源の循環利用の推進	ア 資源循環型林業の確立			
		⑥ 県内産農林水産物の消費促進による景観の保全・創出	ア 地産地消の拡大 イ 県民等による「木づかい」気運の醸成			
		⑦ 世界農業遺産ブランドを生かした景観の保全・創出	ア 世界農業遺産認定による地域活性化	○		
	(3) 歴史的景観及び文化的景観の保全及び創出	⑧ 歴史的なまちなみや古代の風景の保全	ア 有形文化財（建造物）及び史跡の保全 イ 歴史的なまちなみの保全及び創出	○ ○		
		⑨ 伝統文化の保存と継承	ア 神楽その他の民俗芸能の保存と継承の推進	○		
	(4) 潤いと安らぎのあるまちなみ景観の保全及び創出	⑩ 緑あふれるまちなみの創出	ア 緑の保全・緑化の推進			○
		⑪ 魅力ある水辺空間づくり	ア 水と親しむ環境づくり イ 県民等との協働による美しい川づくり			○
		⑫ まちなみ景観の質的向上	ア 景観法に基づく規制誘導等 イ 中心市街地等における景観まちづくり	○ ○		
	(5) 広域的景観の保全及び創出	⑬ 道路の美化活動の促進	ア 県民等による道路環境美化活動の促進			○
		⑭ 広域的景観の形成に向けた取組の推進	ア 広域的景観形成に関する方針の策定等	○		

分野	具体的な施策			重点施策		
				1 ブランド	2 おもてなし	3 人づくり
2 景観を資源として活用するための環境づくり	(1) 視点場の整備等	① 視点場の掘り起こしと磨き上げ	ア 視点場の整備等	○		
	(2) 沿道、沿線の整備等	② 県民等との協働による沿道修景美化の推進	ア 沿道修景美化の推進	○	○	
			イ 樹木等の伐採等による沿道景観の磨き上げ	○	○	
	(3) もてなしと賑わいの空間づくり	③ 鉄道の利用促進・沿線の景観づくり	ウ 県民等による道路環境美化活動の促進	○	○	
			ア 鉄道の利用促進			
			イ 鉄道沿線の景観づくり			
	(4) 景観阻害要因の改善	④ もてなしや賑わいを感じられる空間づくりの推進	ア 県の玄関口におけるもてなしの空間づくり		○	
イ 県産材を活用したもてなしの空間づくり				○		
(5) 積極的な情報発信	⑤ 体験・交流の機会の提供	ウ 観光地における景観づくりと旅行者の受入環境の整備		○		
		エ 国立公園満喫プロジェクトの推進	○	○		
		オ まちの賑わいの創出				
		ア 美しい景観を生かした体験型観光メニューの充実化		○		
		イ 農林漁家民泊等の推進		○		
		ア 違反広告物の除去及び屋外広告物の質的向上	○			
		イ 再生可能エネルギー発電施設等への適切な対応	○			
		ウ 空家等対策の推進	○			
		ア 美しい景観やそれと共にある人々の暮らしに関する情報の発信	○			
		イ 美しい宮崎づくりの活動に関する情報の発信	○			
3 公共事業に係る良好な景観の形成	(1) 周囲の景観に配慮した公共事業の推進	① 周囲の景観に配慮した公共事業の推進	ア 景観に配慮した公共事業を推進するための仕組みづくり	○	○	
			イ 構想・計画段階における多様な意見の聴取	○	○	
			ウ 景観整備方針の継承	○	○	
			エ 意識の醸成と人材の育成			○
4 美しい宮崎づくりを推進するための担い手の育成	(1) 普及啓発等	① 美しい宮崎づくりに向けた気運の醸成	ア 各種条例の周知			○
			イ 県民等に対する普及啓発と情報発信			○
	(2) 人材育成	② 美しい宮崎づくりを支える人材の育成	ア 子どもたちに対する学習の機会の提供等			○
			イ 専門的な知識を有する人材の育成			○
	(3) 美しい宮崎づくり活動団体の登録	③ 活動団体を支えるための連携と交流の促進	ア 美しい宮崎づくり活動団体登録制度による支援			○
	(4) 景観形成促進機構の指定等	④ 専門的な知識をもた人材を有する法人等との連携	ア 景観形成促進機構による景観づくりへの支援の推進			○
(5) 美しい宮崎づくり推進強化月間	⑤ 美しい宮崎づくりに関する活動機会の創出	ア 美しい宮崎づくり推進強化月間（毎年11月）における取組の推進			○	
(6) 表彰	⑥ 表彰の実施	ア 表彰による取組の周知と普及			○	

2 重点施策

重点施策	具体的な施策		
1 景観による地域の ブランド力向上	ア 価値の高い景観づくり	・世界農業遺産、ユネスコエコパーク等の取組を通じた景観の保全・活用	【施策1-①】ウ ユネスコエコパーク等のブランドを生かした自然環境の保護等 【施策1-⑦】ア 世界農業遺産認定による地域活性化
		・国立公園満喫プロジェクトの推進	【施策2-④】エ 国立公園満喫プロジェクトの推進
		・地域の歴史や文化が感じられる景観の磨き上げ	【施策1-⑧】ア 有形文化財（建造物）及び史跡の保全 【施策1-⑨】イ 歴史的なまちなみの保全及び創出 ア 神楽その他の民俗芸能の保存と継承の推進
		・広域的景観の形成に関する指針の策定	【施策1-⑭】ア 広域的景観形成に関する方針の策定等
		・美しいまちなみの創出（全市町村における景観計画の策定等）	【施策1-⑫】ア 景観法に基づく規制誘導等 イ 中心市街地等における景観まちづくり
		・視点場の創出並びに視点場又は沿道における景観の磨き上げ	【施策2-①】ア 視点場の整備等
			【施策2-②】ア 沿道修景美化の推進 イ 樹木等の伐採等による沿道景観の磨き上げ ウ 県民等による道路環境美化活動を促進
			【施策3】ア 景観に配慮した公共事業を推進するための仕組みづくり イ 構想・計画段階における多様な意見の聴取 ウ 景観整備方針の継承
	・景観阻害要因の改善（“引き算”の景観づくり）	【施策2-⑥】ア 違反広告物の除去及び屋外広告物の質的向上 イ 再生可能エネルギー発電施設等への適切な対応 ウ 空家等対策の推進	
	イ 発信力の強化	・新たな世界ブランド、日本ブランドへの登録等の推進	【施策1-⑧】ア 有形文化財（建造物）及び史跡の保全 【施策1-⑨】イ 歴史的なまちなみの保全及び創出 ア 神楽その他の民俗芸能の保存と継承の推進
・多様な媒体を活用した情報発信		【施策1-①】ウ ユネスコエコパーク等のブランドを生かした自然環境の保護等（再掲） 【施策1-⑦】ア 世界農業遺産認定による地域活性化（再掲） 【施策2-⑦】ア 美しい景観やそれと共にある人々の暮らしに関する情報の発信 イ 美しい宮崎づくりの活動に関する情報の発信	
2 景観を生かした “おもてなし”	ア 魅力ある観光地づくり	・観光地の景観の磨き上げ	【施策2-④】ウ 観光地における景観づくりと旅行者の受入環境の整備
		・美しい景観を生かした多様な観光メニューの提供	【施策2-④】エ 国立公園満喫プロジェクトの推進（再掲） 【施策2-⑤】ア 体験型観光メニューの充実化
		・農林漁家民泊の推進	【施策2-⑤】イ 農林漁家民泊等の推進

重点施策	具体的な施策			
2 景観を生かした “おもてなし”	イ 快適に観光できる 環境づくり	・観光地やその周辺の受入環境の整備	【施策2-④】 【施策3】	ウ 観光地における景観づくりと旅行者の受入環境の整備（再掲） ア 景観に配慮した公共事業を推進するための仕組みづくり（再掲） イ 構想・計画段階における多様な意見の聴取（再掲） ウ 景観整備方針の継承（再掲）
		・インターネットや案内板の多言語化等のインバウンド対策の充実	【施策2-④】	ウ 観光地における景観づくりと旅行者の受入環境の整備（再掲）
		・主要アクセス道路における沿道修景	【施策2-②】	ア 沿道修景美化の推進（再掲） イ 樹木等の伐採等による沿道景観の磨き上げ（再掲） ウ 県民等による道路環境美化活動を促進（再掲）
	ウ ビッグイベントに向けた環境づくり	・県の玄関口におけるもてなしの空間づくり	【施策2-④】	ア 県の玄関口におけるもてなしの空間づくり イ 県産材を活用したもてなしの空間づくり
		・国民文化祭、国体等の会場周辺における景観づくり ・主要アクセス道路における沿道修景	【施策2-②】	ア 沿道修景美化の推進（再掲） イ 樹木等の伐採等による沿道景観の磨き上げ（再掲） ウ 県民等による道路環境美化活動を促進（再掲）
	3 宮崎を美しくする 人づくり	ア 気運の醸成	・美しい宮崎づくりに関する普及啓発	【施策4-①】 【施策4-⑥】
		・花植えや清掃など身の回りでの実践をはじめとした活動への参加促進	【施策4-①】 【施策4-③】	ア 各種条例の周知（再掲） イ 県民等に対する普及啓発と情報発信（再掲） ア 美しい宮崎づくり活動団体登録制度による支援
		・表彰制度の創設	【施策4-⑥】	ア 表彰による取組の周知と普及（再掲）
		・景観形成促進機構の指定 ・美しい宮崎づくり活動団体登録制度の創設	【施策4-④】 【施策4-③】	ア 景観形成促進機構による景観づくりへの支援の推進 ア 美しい宮崎づくり活動団体登録制度による支援（再掲）
イ 未来の景観を担う 人づくり		・子どもたちに対する学習の機会の提供	【施策4-②】	ア 子どもたちに対する学習の機会の提供等
		・専門的な知識を有する人材の育成	【施策4-②】	イ 専門的な知識を有する人材の育成
		・景観まちづくりアドバイザーの派遣	【施策4-②】	イ 専門的な知識を有する人材の育成（再掲）
ウ 連携体制づくり		・民間企業が活動団体を支援する仕組みづくり	【施策4-③】	ア 美しい宮崎づくり活動団体登録制度による支援（再掲）
		・行政と活動団体・民間企業が連携するための体制づくり	【施策1-⑪】 【施策1-⑬】 【施策4-③】	イ 県民等との協働による美しい川づくり ア 県民等による道路環境美化活動の促進 ア 美しい宮崎づくり活動団体登録制度による支援（再掲）

主要指標一覧

1 地域の特性を生かした景観の保全及び創出

指 標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
重要生息域の指定	10箇所	14箇所	※H29年度中に設定
森林ボランティア延べ参加人数	28,474人 (平成27年度)	33,000人	35,000人
針広混交林造成面積	179ha	200ha	200ha
河川パートナーシップ事業参加団体数	647	670	670
多面的機能支払制度の取組面積	23,929ha	35,500ha	35,500ha
漁場環境保全活動組織数	11	12	13
再造林面積	2,023ha	2,200ha	2,800ha
景観計画策定市町村数	13	26	26
クリーンロードみやざき推進事業協定締結団体数	161	180	210

2 景観を資源として活用するための環境づくり

指 標	基準年次 (平成29年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
県管理道路の沿道修景美化に関する維持管理協定の締結団体数	4	8	16
クリーンロードみやざき推進事業協定締結団体数（再掲）	161	180	210
観光入込客数	1,580万人 (平成27年)	1,611万人 (平成32年)	1,652万人 (平成38年)
商店街の空き店舗率	20%	19%	17%
農林漁家民宿軒数	168軒	184軒	216軒
禁止地域における違反広告物の件数	510件	件	件
	※宮崎市の区域を含む数値を平成29年度中に設定予定		
空家等対策計画策定市町村数	3	13	20
Facebookページ「美しい宮崎づくり」への「いいね」の数	—	3,000	5,000

3 公共事業に係る良好な景観の形成

指 標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
景観重要公共施設を指定している市町村数	6	19	26

4 美しい宮崎づくりを推進するための担い手の育成

指 標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
Facebookページ「美しい宮崎づくり」への「いいね」の数（再掲）	—	3,000	5,000
美しい宮崎づくり活動団体登録数	—	200	500

【参考資料】

○美しい宮崎づくり推進条例

平成29年3月29日条例第23号

美しい宮崎づくり推進条例をここに公布する。

美しい宮崎づくり推進条例

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 推進計画及び推進体制（第8条・第9条）

第3章 美しい宮崎づくりを推進するための施策

第1節 地域の特性を生かした景観の保全及び創出（第10条－第14条）

第2節 景観を資源として活用するための環境づくり（第15条－第19条）

第3節 公共事業に係る良好な景観の形成（第20条）

第4節 美しい宮崎づくりを推進するための担い手の育成（第21条－第26条）

第4章 雑則（第27条・第28条）

附則

私たちが暮らす宮崎県は、九州山地や霧島連山をはじめとする緑豊かな山々、それらを源とし日向灘に注ぐ大淀川や五ヶ瀬川などの清らかな河川、日豊海岸から日南海岸に至る変化に富んだ海岸線など、雄大で美しい自然に恵まれている。

また、古くから日本発祥にまつわる日向神話の舞台として知られ、各地に多くの伝説や史跡、伝統文化を有している。

その中で先人たちは、温暖な気候風土に根ざした暮らしの積み重ねにより、のどかな里山や歴史的な趣のあるまちなみなど地域固有の景観を育むとともに、全国に先駆けて沿道修景美化条例を制定し、花と緑にあふれた沿道の景観づくりに取り組むなど、もてなしの心を持って景観を磨き上げてきた。

これらの美しい宮崎の景観は、私たちの地域に対する愛着と誇りを醸成するばかりでなく、宮崎を訪れる人々をも魅了してきたところである。

しかしながら、本格的な少子高齢化や人口減少の時代を迎え、地域の担い手不足から、人々によって守られてきた景観が損なわれようとしている。

その一方で、人々の豊かさに対する価値観の変化や環境意識の向上を背景に、地域の自然や歴史、文化と調和した潤いと安らぎのある暮らしへの関心が高まっている。また、旅行者のニーズの多様化や交流圏域の拡大に伴い、以前にも増して、国内外から訪れる人々を惹き付ける個性あふれる地域づくりが求められている。

このため、私たちは、地域にある身近な景観の価値を改めて認識し、県民共有の財産として美しい宮崎の景観を守り、創り出し、又は生かしていく取組をたゆまず推進していかなければならない。

ここに、県民一人ひとりの力を合わせて美しい宮崎づくりを進め、世界に誇ることのできる美しい郷土を将来の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、美しい宮崎づくりに関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、美しい宮崎づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心豊かな暮らし及

び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「美しい宮崎づくり」とは、本県において、現にある良好な景観を保全すること、新たに良好な景観を創出すること又はこれらの景観を活用することにより魅力ある地域をつくることをいう。

(基本理念)

第3条 美しい宮崎づくりは、良好な景観が県民共有の財産であるとの認識の下、現在及び将来にわたって、県民が良好な景観の恩恵を享受できるよう推進されなければならない。

- 2 美しい宮崎づくりは、地域の良好な景観が有する個性及び特色を伸長させるとともに、県民の地域に対する愛着と誇りを醸成するよう推進されなければならない。
- 3 美しい宮崎づくりは、良好な景観が観光その他の地域間交流の促進に大きな役割を担うものであることに鑑み、訪れる人々に対するもてなしの心を持って推進されなければならない。
- 4 美しい宮崎づくりは、良好な景観の保全、創出又は活用に関し、理解を深めること、自ら行動すること、行動するものを支援すること等の多様な取組により推進されなければならない。
- 5 美しい宮崎づくりは、県、市町村、県民及び事業者の適切な役割分担及び相互の連携により推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、美しい宮崎づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するものとする。

- 2 県は、広域行政を担う者として、市町村との適切な役割分担を踏まえつつ、市町村が実施する地域の特性を生かした美しい宮崎づくりに関する施策に協力し、及びこれを支援するものとする。
- 3 県は、美しい宮崎づくりに関する県民及び事業者の主体的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、美しい宮崎づくりに関する施策を効果的に推進するため、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携を図ることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、景観行政を主体的に担う者として、県との適切な役割分担を踏まえつつ、県、県民及び事業者と連携し、地域の特性を生かした美しい宮崎づくりに関する施策を推進するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、その日々の暮らしが地域の景観の形成に深い関わりを持つことを認識し、美しい宮崎づくりの重要な担い手として、自ら進んで美しい宮崎づくりに努めるとともに、地域社会の一員として、地域で行われる美しい宮崎づくりに関する取組に参加するよう努めるものとする。

- 2 県民は、県及び市町村が実施する美しい宮崎づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動が地域の景観の形成に深い関わりを持つことを認識し、事業活動を行うに当たっては、周辺の景観に十分配慮するよう努めるとともに、地域社会の一員として、地域で行われる美しい宮崎づくりに関する取組に参加するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、県及び市町村が実施する美しい宮崎づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

のとする。

第2章 推進計画及び推進体制

(推進計画の策定等)

第8条 知事は、美しい宮崎づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、美しい宮崎づくりの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 美しい宮崎づくりの推進に関する施策の方向

(2) 美しい宮崎づくりの推進に関する施策の具体的な内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、美しい宮崎づくりの推進に必要な事項

3 知事は、推進計画を定めようとするときは、市町村並びに県民、事業者及びこれらの者が組織する団体（以下「県民等」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(推進体制の整備)

第9条 県は、美しい宮崎づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

第3章 美しい宮崎づくりを推進するための施策

第1節 地域の特性を生かした景観の保全及び創出

(自然景観の保全及び創出)

第10条 県は、豊かな自然により生み出される景観が将来にわたって保全され、又は創出されるよう、市町村及び県民等と連携し、森林の保全又は整備、河川及び海岸等の水辺環境の保全又は整備、希少な野生動植物の生息又は生育環境の保護その他の必要な施策を推進するものとする。

(農山漁村景観の保全及び創出)

第11条 県は、農林水産業その他の地域に根ざした生業及び人々の生活により培われる農山漁村景観が将来にわたって保全され、又は創出されるよう、市町村及び県民等と連携し、里山及び里海の保全、耕作放棄地の再生利用、森林資源の循環利用その他の必要な施策を推進するものとする。

2 県は、農林水産業の持続的な営みが農山漁村景観の保全及び創出に大きな役割を担うものであることに鑑み、市町村及び県民等と連携し、県内で生産された農林水産物の積極的な消費が促進されるよう必要な施策を推進するものとする。

(歴史的景観及び文化的景観の保全及び創出)

第12条 県は、歴史的な趣のある景観が将来にわたって保全され、又は創出されるよう、市町村及び県民等と連携し、歴史的建造物の保存又は修復その他の必要な施策を推進するものとする。

2 県は、民俗芸能、祭事、風習その他の伝統文化（以下「伝統文化」という。）により培われる景観が将来にわたって保全され、又は創出されるよう、市町村及び県民等と連携し、伝統文化の継承その他の必要な施策を推進するものとする。

(潤いと安らぎのあるまちなみ景観の保全及び創出)

第13条 県は、潤いと安らぎのあるまちなみ景観が将来にわたって保全され、又は創出されるよう、市町村及び県民等と連携し、緑化の推進、水辺環境の保全、建築物及び工作物の修景その他の必要な施策を推進するものとする。

(広域的景観の保全及び創出)

第14条 県は、市町村の区域を越えて広がる良好な景観が将来にわたって保全され、又は創出されるよう、その景観を有する地域における景観形成の方針を示すとともに、市町村間の調整、市町村に対する技術的な助言及び情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第2節 景観を資源として活用するための環境づくり
(視点場の整備等)

第15条 県は、良好な景観が地域の資源として活用されるよう、市町村及び県民等と連携し、良好な景観を眺めることができる場所(以下「視点場」という。)の整備、視点場周辺の樹木等の伐採その他の必要な施策を推進するものとする。

(沿道、沿線等の整備等)

第16条 県は、道路及び鉄道が単に移動するための空間のみならず、視点場としても重要であることに鑑み、道路及び鉄道から見える良好な景観が地域の資源として活用されるよう、市町村及び県民等と連携し、沿道及び沿線並びにその周辺における花木類の植栽、樹木等の保護又は伐採その他の必要な施策を推進するものとする。

(もてなしとにぎわいの空間づくり等)

第17条 県は、県民はもとより国内外から訪れる人々がもてなしの心又はにぎわいを感じられるよう、市町村及び県民等と連携し、憩いの場又は交流の場となる空間づくりその他の必要な施策を推進するものとする。

2 県は、国内外から訪れる人々が地域の魅力を体感できるよう、市町村及び県民等と連携し、地域の自然景観、農山漁村景観等を活用した多様な体験活動の機会及び県民との交流の機会の提供その他の必要な施策を推進するものとする。

(景観阻害要因の改善)

第18条 県は、良好な景観が地域の資源として活用されるよう、市町村及び県民等と連携し、周囲の景観と調和しない工作物等の緑化による修景その他の必要な施策を推進するものとする。

(積極的な情報発信)

第19条 県は、観光その他の地域間交流を促進するため、市町村及び県民等と連携し、地域の良好な景観、その景観と共に営まれている人々の暮らしその他の美しい宮崎づくりに関する情報を国内外に向けて積極的に発信するものとする。

第3節 公共事業に係る良好な景観の形成

第20条 知事は、公共事業により整備される施設が周辺の景観に大きな影響を及ぼすことに鑑み、公共事業に係る良好な景観の形成のための指針(以下「公共事業景観形成指針」という。)を定めるものとする。

2 県は、公共事業景観形成指針にのっとり、公共事業を実施するものとする。

3 県は、県以外の公共事業を実施する者に対し、公共事業を行うに当たっては、公共事業景観形成指針に配慮するよう求めるものとする。

第4節 美しい宮崎づくりを推進するための担い手の育成
(普及啓発等)

第21条 県は、美しい宮崎づくりに関する県民等の理解を深めるとともに、美しい宮崎づくりに関する活動への県民等の参加が促進されるよう、市町村と連携し、普及啓発、情報の提供その他の必要な施策を推進するものとする。

(人材の育成)

第22条 県は、将来の美しい宮崎づくりを担う人材を育成するため、市町村及び県民等と連携し、子どもたちに対する地域の自然、歴史、文化等の学習の機会の提供その他の必要な施策を推進するものとする。

2 県は、美しい宮崎づくりに関する実践的かつ専門的な知識を有する人材を育成するため、市町村及び県民等と連携し、講習会の開催、専門家の助言指導を受ける機会の提供その他の必要な施策を推進するものとする。

(美しい宮崎づくり活動団体の登録等)

第23条 県は、県民等による美しい宮崎づくりに関する活動を促進するため、良好な景観の形成に取り組む団体を美しい宮崎づくり活動団体（以下「活動団体」という。）として登録し、その活動に必要な情報の提供、広報活動への協力、活動団体間の交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(景観形成促進機構の指定等)

第24条 知事は、人材の育成その他の美しい宮崎づくりに関する施策を推進するため、市町村及び県民等に対する専門的な知識を有する者の派遣、調査研究その他の良好な景観の形成に必要な活動を行うことができる法人を景観形成促進機構（以下「機構」という。）として指定するものとする。

2 県は、機構に対し、その活動に必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(美しい宮崎づくり推進強化月間)

第25条 県は、美しい宮崎づくりに関する県民等の理解を深めるとともに、美しい宮崎づくりに関する活動への県民等の参加をより一層促進するため、毎年11月を美しい宮崎づくり推進強化月間と定める。

(表彰)

第26条 知事は、美しい宮崎づくりに関し顕著な功績があったものに対し、表彰を行うものとする。

第4章 雑則

(財政上の措置)

第27条 県は、美しい宮崎づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。